京都府議会

総務·警察常任委員会

活動報告書

平成29年5月17日

委員長中川貴由

副委員長石田宗久

副委員長 酒 井 常 雄

委員小卷實司

委員植田喜裕

委 員 近 藤 永太郎

委員片山誠治

委 員 前 窪 義由紀

委員島田敬子

委員西脇郁子

委員小原 舞

委員林 正樹







目為	ए	
I	委員会の活動	1
1	委員会活動状況	3
2	調査に係る常任委員会の審議等の状況	
(1)概要	9
(2	2) 重要課題調査のための委員会	10
	①府有資産利活用の課題や今後の方向性について (H28.8.23)	
	②「新地方公会計制度」導入について (H28.11.24)	
	③「コミュニティ・コンビニ」のモデルづくりについて(H29.1.17)	
	④平成28年中における京都府警察の活動状況等について(H29.2.8)	
	⑤京都府の国際化のあり方について (H29.4.27)	
(3	B)管内外調査 ····································	4 9
	①管内調査 (H28. 7. 19)	
	・京都府警察本部	
	・留学生スタディ京都ネットワーク(於:キャンパスプラザ京都)	
	・和東町役場[於:和東山の家(愛称「京都和東荘」)]	
	②管外調査(H28. 11. 9~H28. 11. 11)	
	・多言語支援センターかながわ	
	・警視庁	
	・茨城県議会	
	・西武園競輪場 ・NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ	
	3 管外調査 (H29. 1. 23~H29. 1. 24)	
	・愛知県議会	
	· 愛知県警察本部 [於:愛知県議会]	
	• 藤枝市議会	
	· 静岡県警察本部「於: 静岡県議会]	
	④管内調査(H29. 4. 27)	
	・公益財団法人京都府国際センター	
П	委員会活動のまとめ	6 7
附	参考資料	8 9
	・ 総務・環境常任委員会 管内外調査等実施状況 (H25~H26)	
	· 警察常任委員会 管內外調査等実施状況 (H25~H26)	
	・ 総務・警察常任委員会 管内外調査等実施状況 (H27~H28)	

Ι

委員会の活動



1 委員会活動状況

時 期	活動	議題・テーマ
5 月		
H28. 5.20	委 員 会	■委員長の選任 ■副委員長の選任 ■副委員長の順位
H28. 5.28	管 内 調 査	○森の京都博 スプリングフェス (行催事等委員会調査)
6 月		
H28. 6. 9	正副委員長会	■出席要求理事者■確認事項■本日の委員会運営
H28. 6. 9	委 員 会 (初回)	
H28. 6.21	正副委員長会	■定例会中の委員会及び分科会運営■今後の委員会運営
7 月		
H28. 7.11	委員会及び 予算特別委員会 分 科 会 (6定1日目)	 ■報告事項の聴取 (企画理事) ・「全国キッズダンスフェスティバル in 森の京都博」について (知事直轄組織) ・(公財)京都府国際センターの移転について (政策企画部) ・平成28年度アクションプランについて ・包括外部監査結果に基づく措置状況について (警察本部) ・特殊詐欺被害状況と対策等について ・平成28年上半期中の交通事故発生状況について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)
H28. 7.12	委員会及び 予算特別委員会 分 科 会 (6定2日目)	●付託議案(討論・採決)■審査依頼議案(適否確認)■所管事項の質問■閉会中の継続審査及び調査■今後の委員会運営

			■所管事項の調査 ○京都府警察本部
			・地理情報 (GIS) に基づく交通事故分析システムについ
H28	7 19	管 内 調 査	て ○留学生スタディ京都ネットワーク
1120.	1.10		・留学生スタディ京都ネットワークの取組について
			○和東町役場 [於:京都和東荘(和東山の家)] ・茶源郷和東活性化対策プロジェクトについて
			施設視察
H28.	7.21	管 内 調 査	○平成 28 年夏の交通事故防止府民運動スタート式 (行催事等委員会調査)
8	月		
H28.	8.23	正副委員長会	■本日の委員会運営
		で、ロ ^	■所管事項の調査
H28.	8.23	委員会 (閉会中)	・「府有資産利活用の課題や今後の方向性について」参考人:同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科
		(141 74 17)	教授 真山 達志 氏
H28	8 26	管 内 調 査	○京都駅前運転免許更新センター及び京都駅前地域防犯ステー
1120.		<u> </u>	ション開所式(行催事等委員会調査)
H28.	8.27	管 内 調 査	○全国キッズダンスフェスティバル in 森の京都博
			(行催事等委員会調査)
9	月		
H28.	9.21	正副委員長会	■定例会中の委員会及び分科会運営■今後の委員会運営
			■報告事項の聴取
			(総務部)
			・税務共同化(京都地方税機構)の取組状況について
			(政策企画部) ・平成 28 年度アクションプランの検討状況について
		委員会及び	・京都指標の状況及び「平成 28 年度京都府民の意識調査」の
H28.	9.26	予算特別委員会 分 科 会	結果について
		(9定1日目)	・府民利用施設のあり方検証結果報告について
			・「文化庁の移転の概要について」の取りまとめ結果について (警察本部)
			・認知症高齢者保護対策等の取組について
			・訪日外国人の急増への対応について
			■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)

H28. 9.27	委員会及び 予算特別委員会 分 科 会 (9定2日目)	■付託議案(討論・採決)■審査依頼議案(適否確認)■所管事項の質問■閉会中の継続審査及び調査■今後の委員会運営
10 月		
H28.10.20	正副委員長会	■委員会及び分科会運営
H28.10.27	委員会及び 予算特別委員会 分 科 会 (9定3日目)	(人事委員会) ・職員の給与等に関する報告及び勧告について
11 月		
H28.11. 3	管 内 調 査	○京都府警察音楽隊第 27 回定期演奏会(行催事等委員会調査)
H28.11. 9 ~ H28.11.11	管外調査	■所管事項の調査 ○多言語支援センターかながわ [於:かながわ県民センター] ・「多言語支援センターかながわ」の外国人支援の取組について ・施設視察 ○警視庁 ・テロ対策東京パートナーシップの取組等について ○茨城県議会 ・茨城県のネット広報戦略について ○西武園競輪場 ・埼玉県競輪事業の包括委託について ・施設視察 ○NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ ・オープンデータを活用した「LOCAL GOOD YOKOHAMA」の取組について ・施設視察
H28.11.16	管 内 調 査	○平成 28 年京都府警察職員殉職者慰霊祭 (行催事等委員会調査)
H28.11.24	正副委員長会	■本日の委員会運営
H28.11.24	委 員 会 (閉会中)	■所管事項の調査 ・「『新地方公会計制度』導入について」 参考人:新日本有限責任監査法人 公認会計士 谷口 信介 氏

12 月		
H28.12. 9	正副委員長会	■定例会中の委員会及び分科会運営■今後の委員会運営
H28.12.12	委員会及び 予算特別委員会 分 科 会 (12定1日目)	 ■報告事項の聴取 (企画理事) ・「お茶の京都博」実施計画について ・「森の京都」「お茶の京都」DMOの設立について (総務部) ・行政機関個人情報保護法等の一部改正について ・住民基本台帳法施行条例の一部改正について (政策企画部) ・平成28年度アクションプランについて ・京都府職員定数条例の改正について (警察本部) ・高齢運転者の交通事故防止対策について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)
H28.12.13	委員会及び 予算特別委員会 分 科 会 (12定2日目)	■付託議案(討論・採決)■審査依頼議案(適否確認)■所管事項の質問■閉会中の継続審査及び調査■今後の委員会運営
H28.12.21	管 内 調 査	○年末の交通事故防止府民運動イベント「広げよう交通安全の 輪」(行催事等委員会調査)
1 月		
H29. 1.17	正副委員長会	■本日の委員会運営■今後の委員会運営
H29. 1.17	委 員 会 (閉会中)	■所管事項の調査 ・「『コミュニティ・コンビニ』のモデルづくりについて」 参考人:コミュニティ・コンビニ公共員 山﨑 洋平 氏 ■報告事項の聴取 (警察本部) ・警察本部新庁舎の整備について ■今後の委員会運営
H29. 1.21	管内調査	○平成 29 年京都府警察年頭視閲式(行催事等委員会調査)

H29. 1.23 ~ H29. 1.24	管外調査	■所管事項の調査 ○愛知県議会 ・新公会計制度の活用状況について ○愛知県警察本部 [於:愛知県議会] ・体験型防犯教室「BO-KENあいち」の取組について ○藤枝市議会 ・民間活力を導入した公的資産活用の成果について ・現地視察 ○静岡県警察本部 [於:静岡県議会] ・関係機関と連携した人身安全関連事案への取組について
2	月	
H29. 2. 8	正副委員長会	■本日の委員会運営
H29. 2. 8	委 員 会 (閉会中)	■所管事項の調査・「平成 28 年中における京都府警察の活動状況等について」
H29. 2.15	正副委員長会	■本日の分科会運営
H29. 2.15	予算特別委員会 分 科 会	■審査依頼議案(説明聴取・質疑・適否確認)
3 月		
H29. 3. 7	正副委員長会	■委員会及び分科会運営■今後の委員会運営
H29. 3. 8	委員会及び 予算特別委員会 分 科 会 (2定1日目)	■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)■付託議案(討論・採決)■審査依頼議案(適否確認)
H29. 3. 9	正副委員長会	■委員会運営
H28. 3.16	委 員 会 (2定2日目)	 ■報告事項の聴取 (企画理事) ・お茶の京都博「さくら茶会」等の開催について ・森の京都博テイクオフイベントの開催について ・「森の京都」「お茶の京都」DMOの設立について (総務部) ・「京都府公共施設等管理方針」の策定について (警察本部) ・新名神高速道路建設工事に伴う城陽警察署の移転建替について ・京都府警察の災害対処能力の向上について ■付託議案(討論・採決) ■付託請願の審査

			■所管事項の質問■閉会中の継続審査及び調査■今後の委員会運営
H29.	3.20	管 内 調 査	○森の京都博テイクオフイベント「森の京都 春の祭典」 (行催事等委員会調査)
H29.	3.25	管内調査	○公益財団法人京都府国際センター設立 20 周年記念式典 (行催事等委員会調査)
4	月		
Н29.	4. 6	管 内 調 査	○平成 29 年春の全国交通安全運動スタート式 (行催事等委員会調査)
H29.	4. 9	管内調査	○文化庁地域文化創生本部設置記念式典(行催事等委員会調査)
H29.	4.27	管 内 調 査	■所管事項の調査 ○公益財団法人京都府国際センター ・京都府国際センターの取組について ・施設視察
H29.	4.27	正副委員長会	■本日の委員会運営
Н29.	4.27	委員会(閉会中)	■所管事項の調査 ・「京都府の国際化のあり方について」
5	月		
H29.	5.16	正副委員長会	■臨時会中の委員会運営及び分科会運営
H29.	5.17	委員会及び 予算特別委員会 分 科 会 (5 臨)	■報告事項■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)■付託議案(討論・採決)■審査依頼議案(適否確認)■委員会活動のまとめ

2 調査に係る常任委員会の審議等の状況

(1) 概要

本委員会は、総務部の所管及びそれに関連する事項、知事直轄組織の所管及びそれに 関連する事項、政策企画部の所管及びそれに関連する事項、府公安委員会の所管及びそれに関連する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項を所管している。

各部局の主な所管事項は、下表のとおりとなっている。

(各部局の主な所管事項)

部	局名	主な所管事項	
総務部		条例立案等法務、議会、府予算·税·財産等財務、 市町村振興等自治振興	
企画理事 (地域構想推進担当)		地域構想等の企画及び総合調整	
	知事室長	広報、広聴、国際化	
知事直轄組織	職員長	職員	
	会計管理者	会計	
政策企画部		府政の総合的な企画・調整・評価、高度情報化、 統計	
府公安委員会		京都府警察	

京都府議会の各常任委員会では、年4回の定例会において条例案などの審査を行うほか、議会の閉会中に委員会を開催して府政の重要課題についてテーマを設けて集中的に審議したり、京都府内や他府県に赴いて調査を行ったりしている。

閉会中の常任委員会においては、府政の重要課題についてテーマに関する意見交換を 行った。

京都府内を調査する管内調査では、京都府内の施策が実施されている現場に赴いて、府や所管事項関連の事業者から事業内容等の説明を聴取し、必要に応じて施設視察を行った。

京都府外の他府県に赴いて調査する管外調査では、先進事例や京都府と共通する課題について、他の自治体や団体、事業者などの取組について調査した。

(2) 重要課題調査のための委員会

① 府有資産利活用の課題や今後の方向性について

【開催概要】

京都府では、未利用施設等について、府民満足の最大化に向け、民間ノウハウの活用や新たな利活用手法も導入し、府有資産の利活用処分を進めている。

また、府有資産利活用推進プランに基づく公共的観点及び経済的観点からの検証により、戦略的な利活用を推進している。

8月の委員会では、「府有資産利活用推進プラン委員会」の委員から説明を聴取し、 府有資産の利活用の課題や今後の方向性について議論した。

【開催日時】

平成28年8月23日(火) 14:00~

【開催場所】

議会棟 第6委員会室

【参考人】

真山達志 同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授 (府有資産利活用推進プラン委員会 座長)

【出席理事者】

総務部副部長、府有資産活用課長



真山達志参考人

【真山参考人の説明概要】

(本文中資料は参考人作成資料)

〇基本的な考え方

特に利活用についての基本的な考え方としては、次の3点で考えている。

- ①資産の利活用は行政活動の機能・目的との兼ね合いで考える。
- ②府の資産は現在の府民だけでなく将来の府民のものでもある。
- ③現在の社会・経済の状況から30~50年先を予測することは不可能である。

資産の利活用を考えるときには、当然、従来、府の行政活動との関わりで所有してきた 資産であり、今後のことを考えるに当たっても行政活動の機能、目的との兼ね合いを常に 考えなければならないだろうと考えている。問題は、この行政活動の範囲であるとか、別 の言い方をすれば、行政の責任領域というものが近年、非常に流動的であり、あるいはさ まざまな議論を呼んでいるということではないかと思う。

京都府が設置した研究会の「これからの『公の領域』のあり方に関する研究報告書」が 平成18年1月に出ている。その中で、行政の責任というのがどういうふうになっているか というのを整理している。行政というのが一口に行政活動といっても、その持っている性 格上、例えば「本来的行政責任範囲」、これは行政がどんな時代になっても必ず行わなけれ ばならないような仕事。一番わかりやすく言えば、基本的な社会インフラの整備であると か、公共財の管理などが一番典型的な例として考えられるだろうと思う。

その周辺に「政策的行政責任範囲」というのがあり、これはその時々、時代、時代において、あるいは政治行政を担っている人々の考え方に応じて広がりもすれば、狭まりもするような、政策的に行政としてやるか、やらないかというのを決めながら行う部分というようなところがある。

そして、近年の特徴として「民間非営利部門」、いわゆるサードセクターなどと言われる 部分が同じく公共を担っているということで、よく指摘されるところである。

資料の図のグレーの網かけになっているところが公の領域ということになる。恐らく府のいろいろな資産を活用する、あるいは利用するという場合には、この一番コアの部分の「a」になっている本来的行政責任の部分から広がり、網かけの部分で使う限りにおいては、府有資産の活用の本来の目的に、ほぼ該当するかと思う。

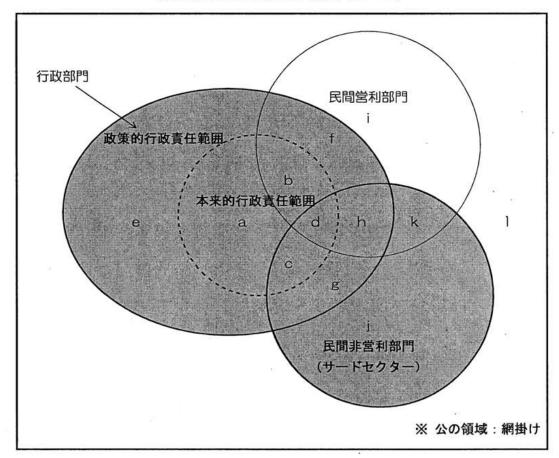
ただし、同じ網かけでも、例えば民間の営利部門に重なっている「f」や「k」というような場所については、本来の目的、活動は民間の営利部門であるが、公共がかなり関わっているか、あるいは公共性をかなり帯びている。こういった行政の責任領域がどこまでなのかということを確定しないまま、資産の活用ということを、ただ土地や建物だけを見て、ああだ、こうだと言うのは少し早急過ぎるのかなと考えている。

また、基本的な考え方の2番目としては、資産という形で府が所有しているのは、現在の府民のものであると同時に将来の府民のものでもあるということであり、特に売却というように、府の所有から離れてしまうような選択をとる場合には、将来の府民がどういう利益を受けるか、あるいは将来の府民がどういう利用の可能性があるかということも慎重に考えなければならない。これは現在生きる者の責任として非常に重いものではないかと考えている。

研究素材1

事務事業の分類区分

行政責任範囲と公の領域 (概念イメージ)



•	分 類 区 分	
本来的行政責任	行政が単独で本来的(義務的)責任を負う機能	а
範囲 およそ行政とし	民間営利部門の協力を得ている機能	b
ては常に責任を 持って対応しな	民間非営利部門の協力を得ている機能	С
ければならない	民間営利部門かつ民間非営利部門の協力を得ている機能	d
政策的行政	行政が政策的に実施	е
責任範囲	民間営利部門の活動を行政が政策的に支援・関与又は協働	f
(Those - 1+ 5 1)	民間営利部門と責任を分有しないもの(行政が民間営利部門の協力を得て活用)	f1
政策主体とし	民間営利部門と責任を分有するもの(民間営利部門の自主的活動)	f2
ての府の特徴	民間非営利部門の活動を行政が政策的に支援・関与又は協働	g
が出る部分	民間非営利部門と責任を分有しないもの(行政が非営利民間部門の協力を得て活用)	g1
	民間非営利部門と責任を分有するもの(非民間部門の自主的活動)	g2
	民間営利部門かつ民間非営利部門の活動を行政が政策的に支援・関与又は協働	h
	民間部門と責任を分有しないもの(行政が民間部門の協力を得て活用)	h1
	・民間部門と責任を分有するもの(民間部門の自主的活動)	h2
行政責任範	行政が関与しない民間営利部門の活動	i
囲外	行政が関与しない民間非営利部門の活動	j
3000-300	行政が関与しない民間営利部門かつ民間非営利部門の活動	k
	行政部門・民間営利・非営利部門の責任又は活動領域とならないもの	1

出典:「これからの『公の領域』のあり方に関する研究報告書」(平成 18 年 1 月) <京都府> 3番目であるが、なかなか将来を予測するのが難しいというのが現在の状況である。とりわけ、不動産的な資産を考えると、30年、50年という長いスパンで考えなければならないということがあるが、その30年、50年先を予測するというのは、現在のような社会、経済情勢のもとでは、極めて困難であるという前提で考えなければならないかと思っている。大体このような基本的な考え方で対応すると、基本は極めて消極的に見えるかもしれな

いが、よく言えば慎重な対応が必要であろうと考えている。

OPPP (Public Private Partnership) の功罪を認識する府有資産、特に不動産関係の土地の利用などについては、近年、PPPというようなこ

村有資産、特に不動産関係の土地の利用などについては、近年、PPPというようなことがよく言われている。これは理想的な考え方であろう。

ただし、幾つかの限界もあるし、問題点も持っているかと思う。

- ①パートナーシップの理想と現実 対等平等・相互補完・目的の共有は実現するのか
- ②前提条件が整いにくいPFI (Private Finance Initiative) の実態 公共目的とVFM (Value For Money) の両立は可能なのか 公共サービスの質の多様性

まず1つは、パートナーシップという以上はパートナーシップの考え方がきちんと実現している必要があるかと思う。パートナーシップというのは人によっていろいろな定義や考え方があり、一概にこうだと言い切るのは難しいが、少なくとも3つぐらいの原則があるだろう。例えば、対等平等・相互補完・目的の共有ということであるが、この中でもとりわけなかなか実現するのが難しいものの1つに、対等平等という関係がある。

口で言うのは簡単であるが、実際にどういう状態を対等平等と言うのかということは、 そうそうたやすく決めるわけにはいかないと思う。とりわけ、いま問題にしているパブリック・プライベートという、公私あるいは官私と言われるような、この関係での対等というのは一体どういう状態なのかということが、必ずしも明確ではない。

例えば、PPPに基づいて資産を何かに活用すると、七条警察署跡地の利活用はある意味、このPPPの形をとっていると思うが、土地の所有者である京都府と建物を建てることを中心に、あるいはその後のホテルの経営などを行う民間の間の関係が対等なのか、平等なのか、これを具体的に考えてみても、どういう側面のどのあたりを見れば対等なのか、平等なのかというのは、なかなかはっきり言えないかと思っている。

この部分はよく指摘されるが、資産の活用についてもう一つ厄介な問題は、目的の共有というところであると思う。例えば、京都府という行政体が目的としているものは、形式的に言えば公共の福祉の向上、府民の福祉の向上ということであるというのは間違いないと思う。

しかし、民間企業が一番の目的としているのは、やはり利潤の追求であると思う。利潤を追求しなくていいという企業は存在しないと思うので、そういう意味では、究極の意味での目的はなかなか共有できないというのが現実だろうと思う。きれい事では幾らでも言えるが、最終的に追求しているものは違う。

つまり、このパートナーシップという名前を使って、あるいは概念を使っているが、目的の共有という部分で実はなかなかうまくいかない。これは、例えば古くからある第3セクター方式でしばしば失敗事例があるが、その場合は、やはり第3セクターに参加している自治体と企業の間で、かなり価値観やものの考え方、最終的に目指すものにずれがあるということが原因ではないかと思っている。

特にバブル経済が華やかなころ、各地でリゾート開発が盛んに行われたが、その際も、 やはりこのパートナーシップということがよく言われていたが、地方自治体、特に田舎の 方の小さな市町村であると地域振興、地域経済の活性化ということを考えてリゾート開発 をしたが、そこに参画した大手のデベロッパーは、やはりいかに利潤を上げるかというこ とを考えている、そこに根本的なずれがあって、少しバブルが崩壊したり何らかの状況が 変わると、決定的な決裂状態、亀裂が生じてしまうということがある。

そういうことから、やはりこのPPPを進めるに当たっても、目的の共有を完全に図るのが無理であるとしたら、どういう形でお互いに合意、納得できるか。例えば、非常に極端な例を言えば、公共の立場からすれば公共目的が達成できればそれでいい、そのかわり参加する民間企業には幾らでももうけさせてあげるよ、というぐらいの覚悟でやるのであれば別であるが、そうでないと非常に中途半端な状態になり、状況の変化によって基本的な合意や体制が崩れてしまうというのは、長期的な視点で考えないといけないということを前提にすると、極めて不安定で、リスクが大きいのではないかと思う。

また、PPPの手法の一つとして特によく取り上げられるのが、PFIの方式である。 PFIについても、やはり基本的にはプライベートの資金を中心に行うということであり、 収益性が確保されなければ成り立たないということになる。

特に最近、PFIを進めるに当たっては、その下にあるVFM (Value For Money) ということがよく言われる。つまり投資した価値がきちんと回収できるか、投資に見合った価値が生み出せるかどうかという視点が非常に重要視される。

しかしながら、公共の目的と一般に言われているものには、なかなか価値として金銭化しにくいものがある。あるいはそもそも収益が上がりにくいもの。上がらないものというのが多々ある。そういうことからこのVFMを追求しながら、かつ公共目的を達成するというのは、なかなか限られた条件でしか難しいのではないかということがある。

PFIの場合も参加する民間企業はそこで収益を上げなければならない、利潤を上げなければならないという大前提がある。かつて、例えば公立病院をPFI方式で整備したところが、結果的には失敗して直営方式に戻しているが、そのときの問題の1つに、PFI方式で建てて運営した病院を30年後には自治体が買い取るというか、そういう形の契約であるが、でき上がった建物を見ると確かに立派で美しいが、専門家に言わせると通常50年ないし60年というスパンで設計し、それだけの耐用年数を考えているが、これはどう見ても30年ぐらいしかもたないだろうと言っている。

つまり契約期間が切れたらあとは知りませんよという、少し露骨な対応とは思うが、そういうようなことも起こる。しかし、これは民間の経営からすれば、何も必要以上にコストをかけるのは、経営としては、ある意味無駄という考え方もできなくはない。そのあたりは企業のモラルなどいろいろなものがあり、全てがそうだというわけではないが、なかなか条件が整いにくいだろうと思う。

その中でも特に厄介なのが、公共サービスの質というものをどう捉えるかということが、なかなか解決できない問題としてある。質の高い公共サービスを提供するというのは、これは非常に重要なことであるが、では、質を何ではかるのか、何で評価するのかということである。

市町村レベルでよく話題になる保育所を直営でやるか民営でやるかということがある。 民間委託にするとか、そういうときに賛成派、反対派、どちらも全く逆のことを言う。つまり民営化するとサービスがよくなる、質が上がるという意見と民営化すると質が下がるという意見がある。どちらの言うことも、それなりに一理あるということで、では、一体どちらが正解なのかということになると、1つは価値観の問題、あるいは基準の問題ということになってきて、これはなかなか結論が出せないというのが実情である。

そういうことから府有資産の利活用を考えるときに、この考え方、この理論に従えば最適解が見つかるとか結論が出るというような便利なものがないというのが現実かと思う。結局はケース・バイ・ケースというか、1つ1つ考えないといけないのであるが、ただそのときに基本的な考え方だけは、はっきりとしておかないと、場当たり的な結論になるのかと思う。

〇基本的な考え方

現在の府有資産利活用推進プランは、一定の合理性を持った取り組み方をしていると考えている。

- a. 府を中心とした自治体の利活用:具体的な方向性のある又は立地条件、面積等 を踏まえ戦略的観点から利活用を検討する物件
- b. NPO、社会福祉法人等公的団体、民間等を中心とした利活用:団体の財政状況や活動内容を踏まえて比較的中小規模で、利便性等がある物件
- c. 更なる方向性検討:今後更にニーズも把握しつつ、利活用、売却等の方向性を 検討する物件
- d. 売却:利用ニーズもなく、また、暫定的な利用の検討の余地もないものは、不動産市場の動向を考慮しつつ、できるだけ速やかに処分する

これは段階的に順序を踏んで利活用を考えていくということで、やはり府が持っている 資産であるから、最初はやはり府が使うということを考えてみると、それが無理だ、ある いは具体的なアイデアがないという場合には、次は、府以外の主体が公共目的で使うとい う方法はないか、そして、そういうことを検討しても、なおかつ使う予定がない、あるい はアイデアがないという場合に、最終的に売却ということも考えていくという段階を踏ん で決めている。

したがって、必ずしも立地条件がいいから売るとか売らないとか、そういうようなことではなく、まず公共的、とりわけ府、そして恐らく多くの物件が京都市内にあり、例えば京都市のような自治体、公共団体が使うということをまず第一段階に考えていくというところからスタートしていって、売却は最終的に考えるということだろうと思う。

ただし、売却してしまうと、その瞬間からはもう府の資産ではなくなる、将来の府民の 資産でもなくなってしまうということがあるため、ここは慎重にするべきであろうと思う。

七条警察署の跡地については、定期借地という形をとっているため府の所有権は維持している。将来的に状況が変わったときに、また違う目的で使うこともできる。今考えられる一つの手法としては有効なもの、合理的なものではないかと思っている。

特別新しいわけではないが、いろいろな手段、手法というものがあり、その資産の性格、 特徴、機能等を勘案して最もよい手法を選んでいかなければならない。

それは慎重に、かつ多元的に検討しないといけないため、そういう趣旨からこの推進プラン委員会をつくり、専門的な観点から、いろいろ御意見を参考にしながら、決めていくというような仕組みで今、進めている。

これからまだまだいろいろな資産の利活用を考えていかないといけないということがある。とりわけ委員会でも悩みの種になるのは、なかなか利活用もできないし、仮に売却しようとしてもなかなか売るのが難しいというような資産というのも、特に北部地域を中心にいろいろある。そういう場合に資産それ自体の資産価値というのを違った価値観で見てみないと、なかなか答えが出せないのかなと思っている。

当然、府が持つ資産であり、行政活動の目的に使うというのが本来的な資産の使い方の原則だろうとは思うが、例えば北部には国定公園内に府の土地がある。それをいわゆる行政目的ではなく、ただそのまま自然の状態で置いておくというのは、自然環境を保全するという公的機能にとっては一定の意義があるという理解もできる。

つまり府として自然を守る、環境を改善するというのも重要な役割であり、そのために 資産を利用しているという考え方もでき、ただ遊んでいる土地を持っているのではないと。 それは人によってはこじつけの説明だと言われるかもしれないが、その辺はいろいろな価 値観や考え方があるのかと思う。その辺はいろいろ多元的に、あるいはいろいろな視点か らの検討、考慮が必要であると考えている。

(2) 重要課題調査のための委員会

② 「新地方公会計制度」導入について

【開催概要】

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところであるが、人口減少・少子化高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であるとして、平成27年1月、総務省から都道府県等に対して、統一的な基準による地方公会計の整備促進が要請されたところであり、京都府では、平成28年度決算からの「新地方公会計制度」の導入に向けた取組を進めているところである。

11月の委員会では、公認会計士から説明を聴取し、「新地方公会計制度」導入などについて意見交換を行った。

【開催日時】

平成28年11月24日(木) 13:30~

【開催場所】

議会棟 第6委員会室

【参考人】

谷口 信介 氏 (新日本有限責任監査法人 公認会計士)

【出席理事者】

副会計管理者(会計課長)、総務部副部長、総務部副部長(財政課長)、 府有資産活用課長



谷口信介参考人

谷口参考人の説明概要

【本文中の図表は参考人作成資料より引用】

公会計制度は法の義務ではなく、取り組みのやり方は各自治体に任されている。

国の経済財政諮問会議の経済・財政一体改革の中で、公会計についても改革行程表の中 に織り込まれており、しっかり各自治体で対応しなさいということが明確に国の中でも目



標にされている。

従来、右肩上がりの時代のときは、ヒト・モノ・カネに経営資源が豊富。職員もたくさんいて、しっかりお金があって施設も建てられる、税収が増えていた時代はお金に困ることはなく、この仕組みを全然変えなくても行政運営がやっていけた。

〇どういった時代背景があって公会計が求められたのか

文脈を辿ってみましょう		
時期	イベント	属性
平成3年頃	安定成長期終焉	-
平成7年	NPMの普及	経営
平成13年	まちづくり基本条例	経営
平成13年~平成16年頃	小泉内閣⇒三位一体の改革⇒地財ショック	経営・カネ
平成17年	事務次官通知⇒集中改革プラン	타
平成18年	議会基本条例	経営
平成19年	自治財政局長通知⇒公会計の整備推進	???
平成19年	夕張市が財政再建団体に指定	-
平成20年頃	人口減少社会元年?	ㅂ
平成21年	財政健全化法施行	カネ
平成26年	第二次安倍内閣⇒地方創生	経営
平成26年	公共施設等総合管理計画、PRE戦略	モノ
平成27年	総務大臣通知⇒地方公会計の整備促進	???
平成28年	地方交付税トップランナー方式	カネ

従来までは、行政運営という経営のあり方まで考える機会はなかなかなかったが、環境が変わってきて、経営について考えなければいけない機会が増えてきた。自治体経営を取り巻く環境がヒト・モノ・カネで大きく変わってきた。その中で公会計が発信されてきた。

自治体経営はこの 20 年間の間に非常に難しい選択を迫られてきた。一時的にどこの自治体も、攻めは一回止めて、行革をしっかりやっていきましょうと。とりあえず今は削減、削減でしっかり行革で守りをやっていきましょうということが、平成 16 年あたりは非常に言われた。

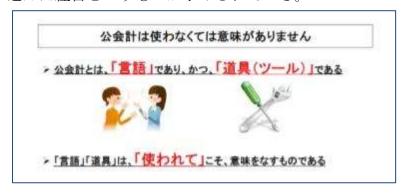
その後、行革の効果も出てき始め、今、 各自治体の基金などを見ると、意外と潤 沢にたまってきたところもある。どちら かというと守り重視だったのが、今は守 りと攻めをうまく、バランスを持って経 営していくという動きに変わってきた ように思う。これは自治体によっては守

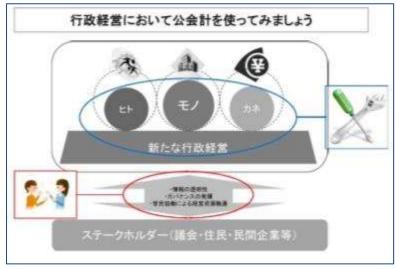


りを大き目に、攻めを強目にといった流れが出てきているかと思う。

環境が変わってきた中で経営のあり方が少し変わってきた。一つはヒトも従来よりもかなり限られてきている、職員も少なくなってきている、人口も減ってきている、カネも交付税が減ってきた、人口が減ってきた、税収が減ってきた。モノは今、老朽化が迫ってきている中、本当にこれは必要なのか、統廃合しなくてはいけないのではないかということで、若干遅れてであるが限られた資源を配分していかなくてはいけない。

さらに、しっかり開かれた行政ということで、情報の透明性や、議会のガバナンスの発揮、また民間もしっかり活用と、経営資源は行政だけで考えなくてもいいよと。民間の経営資源もしっかり使っていきましょうということで、こういったステークホルダーを巻き込んだ経営というものが求められている。





会計にはどんな機能があるか。 言語としてしっかり説明責任を 果たすコミュニケーションツール であり、道具である。

壊れたところを直すための道具だとすれば、行政経営の課題に対してもこの公会計を使って何か課題解決できるのではないかということが言える。簡潔に言えば、これが公会計に求められている役割だと思う。

きちんと議会、住民、民間もそうであるが、コミュニケーションをとるために、公会計というものが言語として使えるのではないかということが一つ挙げられる。もう一つはこの経営資源。これからもしっかりバランスを持って配分していかなくてはならな

い。そのために公会計というコスト情報、事業別コスト、施設別コストが使えるのではないか。こういったことを経営内部でしっかり使っていくという、この大きな2つが今後求められている。

〇「統一的な基準」の要請

公会計整備要請 第一弾(平成19年10月17日通知)

- >夕張市問題(3月)
- >「資産·債務改革」
- > 簡易な財務書類作成方法の容認
- ..固定資産台帳未整備の容認

旧モデルのときは、直前に夕張市問題 という財政再建団体問題が発生し、社会 に非常に大きな影響を与えた。

第一弾の公会計を入れるとき、「資産・ 債務改革」が非常にキーワードになった。 例えば、自治体は歳入・歳出は把握し ているが、ストックは実は総量が把握で きていないと。資産についても不良資産

がいっぱいあるのではないか、遊休資産、もっと稼働したほうがいい資産があるのではないかといったこともある。債務も単純な地方債だけでもない隠れ債務、例えば、損失補償をやっていないか、いわゆる将来負担、ストックというものをまずはしっかり見える化しましょうということが、この第一弾の大きなテーマであった。

ただ、一つ問題があり、見える化しましょうとは言っていたが、公会計は非常に専門的な分野で、いきなり各自治体が対応するのは少し難しいのではないかというような話があって、かなり簡易な作成方法というものがこのときは認められた。

その代表的なものが固定資産台帳未整備の容認である。ストックを把握しなさいと言っておきながらその裏づけとなる一個一個の試算を精緻に精査した台帳はつくらなくてもいいよと。官庁会計の決算統計情報を組みかえて、今まで行政が使っていた会計を組みかえたら、何となく財務処理ができる方式というものが容認されてしまった。

まだ啓蒙期なので、まずは自治体に慣れていただこうと、簡易な方式がとられた。

公会計整備要請 第二彈(平成27年1月23日通知)

- 簡易な財務書類作成方法の容認問題
- ∴固定資産台帳未整備の容認問題
- ⇒正確な財務書類を作成できない課題
- ⇒「発生主義・複式仕訳」の導入
- ⇒「固定資産台帳」も整備
- ▶各自治体の財務書類バラバラ問題
- ⇒自治体間比較が出来ない
- ⇒「統一的な基準」を要請

第二弾、今まさに各自治体で取り組も うとしている新しい基準である。これは ちょうど人口減少時代に突入して、その 環境下でモノの老朽化が目立ってきた。 この背景の中で出されたものである。

第一弾の課題であったことをしっかり取り組みましょうということがポイントになった。第一弾で容認されてきた簡易な作成方法はやめて、まずは固定資

産台帳もしっかりつくり、民間でも使っている発生主義・複式仕訳というものもしっかり 入れることになった。

旧モデルのときは簡易方式以外に財務処理の作成の仕方が幾つか認められていたが、ベンチマークなどがはやってきている中で自治体間で比較できないのは非常に問題だということで、今回、統一的な基準と言われているのはこの意味である。1,700 自治体全てが同じ作り方で、比較できるようにしましょうということがポイントである。

もう一つ実は、非常に大きなこの第二弾のメッセージがある。総務大臣通知の実際の文 書の中にある「財源を『賢く使う』取組」とは、この公会計を使って行ってくださいとい うことである。

今まで第一弾からの流れとしては、どちらかというと言語機能、しっかり説明責任を果

財源を「賢く使う」取組みが求められています

訓 計 報 第 1 4 号 平成27年1月23日

各都道府原知事 各指定都市市長 · 殿

能務大臣 (公印省略)

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務 書類の作成・公妻等に取り組まれてきたところですが。人口減少・ 少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地 方公会計を予算鑑成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた 財源を「賢く使う」取初を行うことは極めて重要であると考えてお

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整 僧促進について」(平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102 号) のとおり、平成 26 年 4 月 36 日に固定資産台帳の整備と視式簿 記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示し たところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研 完全」を設置して議論を進めてきましたが、平成 27 年 1 月 23 日に 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめており 生生.

たすためにまずは使っていきましょう ということが言われていたが、実際にき ちんと活用してくださいと。道具として も実際に経営に活用してくださいと。財 源をしっかり配分するための行政経営 にしっかり使ってくださいと言われた のが、非常に大きなメッセージである。

今、自治体は取り組んでいるが、やは り単純につくるだけではなく、この文言 が非常に重たいわけである。どうやって 公会計をその後使っていこうかという ことが非常に大事なわけである。

平成27年1月に要請があり、移行期間 はおおむね3年間、平成30年3月末まで

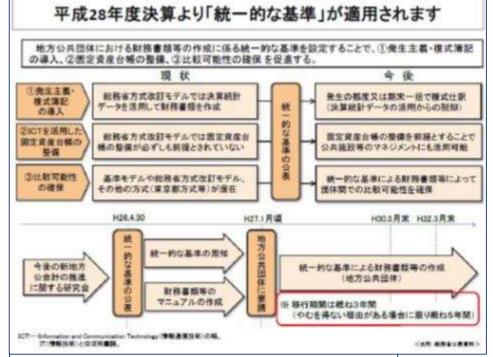
> である。平成28年度決 算を対象として、平成 29年度中に新しく財 務書類を作らないと いけない。

官庁会計は予算執 行で終わりであるが、 公会計だと違う。ここ でもう一つ判断が必 要になる。

資産価値に上乗せ される資産か、機能追 加をもたらすような 住民にとって資産に なり得るものが追加

されたのか、もしくは単なる維持 管理費用で、今年の費用として払 うべきものか、資産ではなく費用 かと。仕訳というのは1)資産から 5)収益のどれかを選ぶことである。 官庁会計のときは何も選ばなくて よかったが、公会計はどれに当て はまるかを判断しなくてはならな 11

これを間違うとどんな影響があ



7日一 (行政コスト計算書 (貨債対応表) (2) (5) 負債 収益 0 (4) 資産 費用 (3) 純資産

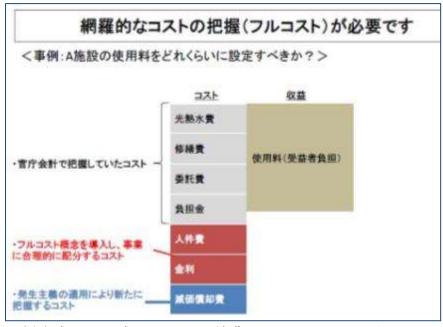
⇒下の①~⑤のどれに当てはまるのかを考えること=仕訳である

- Ex) 建設改良費1億円支出
- ⇒公会計だと、資産価値に上乗せされる資産か(上記(1))、維持管理等の費用か(上記(2)を判断する
- (判断によってどのような影響が出てくるか)
- ⇒資産になれば将来世代に繰り越される
- ⇒費用になれば現世代によって勝われる

るのか。資産になるということは、これから将来世代に繰り越されることになる。その資

産の負担も世代間負担ということで、将来の世代にも長期にわたって負担してもらうような内容のものが資産には計上されることになる。

一方、費用はその年度で終わってしまうものであり、現世代によって賄われるものだと 考えられるわけである。実は一つ一つの判断は非常に地味な作業であるが、この結果でど ちらになるかによって、考え方が全然異なってしまう。正しく作らないと非常に影響が大 きい。財政課か会計課が担当してしっかり作らないと、こういったものがミスリードして しまうという懸念がある。



一括査定で、人事課で丸々人件費をとりましたということで、事業や施設に配分されていない自治体も中にはある。その施設を維持管理するのに職員がどれだけ張りついてというのも非常に大事なコストになるわけである。人件費や地方債の金利費用も各事業、各施設に本当はひもづいてくるはずのコストである。

もう一つ、発生主義ということでお金は出ていないが、コストとして認識しなくてはいけないものがある。例えば減価償却費、これは老朽化のリスクと言ってもいいかもしれないが、これも施設管理においては大きなコストである。施設に一部使用料で受益者負担をとっていたとする。本当はフルコストをきちんと把握した上で、何割を住民の方に負担していただくかというのを考えないといけないが、このコストさえ今までは把握できていな

公会計導入により財政規律がはたらくでしょうか 財務情報量は一定増えるが・・・ >財政健全化法 >建設公債主義 >地方交付税制度 >倒産リスク

>BIS規制のリスクウェート

い可能性があった。きちんとフルコストで把握した上で、では近隣の自治体ではどれぐらいの使用者負担になっているかなどを考えるためにもフルコストは非常に重要である。

〇公会計の活用可能性

「公会計導入により財政規律が働くでしょうか」この質問に対して、 当然、「ストックも出すし、債務も 出すし、働くでしょう」と言ってし まう会計士もいるが、私は実はそこは少し待てという立場である。

- ①財政健全化法が平成21年に夕張市の反省をもって施行された。この中で将来負担比率という比率がある。これは将来の債務、自治体が負わなくてはいけない債務をある程度、公会計に近い、発生主義に近い形であらわした指標が健全化法で既にある。健全化法はきちんと将来のストックを考慮した将来負担比率のようなものが織り込まれていた。
- ②自治体は、建設公債主義で、基本的にはものを建てるときにしか借金できないということで、本当に無理をして借金をしてしまうことが、制度上禁止されている。かなり統制がきいている部分もある。これはきちんと評価しなくてはいけない。自治体でもこういった制度でガバナンスがきいている部分があることはしっかり評価しなくてはいけない。
- ③地方交付税制度、本来は税財源移譲ということがあればいいが、いまだにどちらかというと歳入の自治というものはまだまだ余地が少なくなっている。どうしても決められたものが配られるということになっており、「歳入の自治なき自治はない」とよく言われていたが、やはりまだまだ地方でコントロールできる歳入というものはどちらかといえばなくて、所与というところがどうしても制度としてはある。
- ④倒産リスク、夕張市は倒産したわけではない。あくまでも財政再建団体になったのである。アメリカのように潰れることはない。我が国で破綻法制の議論があったが、我が国では倒産リスクがないということは誰が一番得をしているかというと、金融機関である。夕 張市のときも最終的には金融機関は何の痛手もなく回収できた。
- ⑤金融機関はよく地方債を持つが、なぜそんなにたくさん持てるのか。これはBIS規制という国際決済銀行の中で、銀行が持つべき資産のリスク資産をできるだけ減らしなさいと言われている。銀行が銀行業を行うときにリスク資産は余り持ってはいけませんよと。リスクのある資産を持ち過ぎると業務停止になってしまうが、地方債はリスクウエイトはゼロである。最後は国が絶対に潰れないからである。リスクがない債権として認識されているので、銀行が幾ら持ってもいいわけである。

こういった中で、よく公会計というのは信用力を見せると、民間でも投資家のためにこの企業は潰れませんよというふうに見せるために公会計を使っていくが、では、自治体ではどうでしょうかということで、実はこういった制度の中で限界もある。

地方分権時代の公会計について考えてみましょう

もしも地方分権の議論が進めば・・・

- **,税源移讓?**
- >自治体破たん法制?
- ▶財政規律条例(EU等の事例)?
- ⇒公会計の活躍のフィールドは広がるか?
- ⇒財務書類の監査は必要か?

今後はどうか。

地方分権時代と言われている。例えば自 治体に税源移譲され、どんどん歳入のコン トロール範囲がふえてきたらどうなるか。 本当に自治体が責任を持って、自治体の責 任というものを制度上入れていくのか、こ れはわからないが、こういった議論は根強 くまだ残っている。

それ以外にも、例えば財政規律条例をつくる自治体が増えてきた。税源が移譲され、例えば破綻法制が整備されて、本当に銀行が、自治体が大丈夫かと見なくてはいけないような時代になってきたときに、公会計の活躍のフィールドは広がる可能性はもちろんある。これからの制度の問題であるが、そうなってくると、例えば公認会計士が民間でやってい

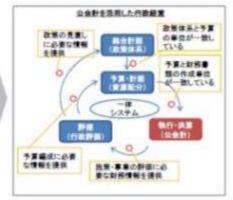
るような財務処理の監査もやらないといけないのではないかというようなことも出てくる かもしれない。展望としては、1つあっても当然おかしくないものだと思う。

「予算・決算・評価」の一体改革

~ 「エビデンス・ベイスド」の考え方

- 実績データに基づき、経営戦略を考える
- > NPMの「成果志向型」の考え方とも合致





現行制度でどんな 最 活用ができるか。最 でデンス・ という。 を が 当 で という。 か 根 が 学 で で で で で と で か 担 と で か し と で か し と で か き と い ら こ と で か る。

これは自治体に公 会計を入れていくこ とであるが、民間と は違う。民間企業は

非常に決算を重視する。投資家も決算書を見ていろいろ判断する。自治体では予算が一番 最高の意思決定である。あくまでも予算で来年度は何しましょうかということを議会の先 生方にしっかり承認を得て初めて意思決定、何をするかが決められる。

決算改革だけしても意思決定に全然影響がない。決算をどうやって評価につなげて、その評価結果で、例えば今までだったらシーリング一律カットだったのが評価が出ているものには予算をつけましょう、そうではないものは予算をやっぱり削らないといけないですよねみたいな、成果指向型と言われるが、そういったサイクルの中で公会計をしっかり考えるのであれば、意味はある。きちんと予算に影響するのであれば、恐らく職員の見方も違う。そんなに影響があるものだったらきちんとつくらないといけない。

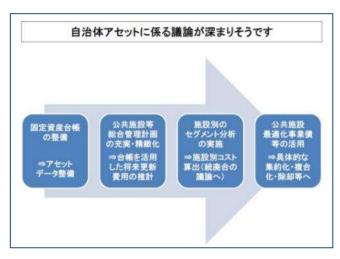
経営にきちんと何か影響するものになったのかというのは、つくっただけでは非常にコストがかかるだけでもったいないので、行政の仕組みに沿った活用というものが必要だと

考えられるし、現にこういったことを議論し始めている自治体は出てきている。

将来負担比率には自治体アセット、例えば箱物、インフラ、全ての将来更新費用はこの計算には含まれていない。

今までの健全化法だけ を見ていれば、この自治 体は非常に頑張っていま すねと、将来負担がどん

どん減っていていいですよねと。ただ、将来負担が減っているのは、もしかすればこれは老朽化比率が増えている。ということは、「先送り」という言葉は少し言い過ぎかもしれないが、本当は対応しなくてはいけないものが実は対応できていないのではないかとか、このものの問題というのは財政健全化法には反映されていないので、公会計は万能ではないが、見えなかった情報が見えることもある。こういった視点は

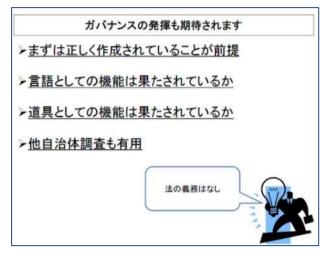


恐らく大事なのではないかと思う。今、自治体では、固定資産台帳を使って将来の更新費用を推計しましょうということで、固定資産台帳もつくるだけではなく、将来の費用をしっかり推計できるデータにしましょうということで取り組まれている。

〇終わりに

ぜひ地方議会の先生方にガバナンスとしてこういった点は見ていただきたい。

旧モデルから変わって、正しく仕訳を行って、きちんと作ろうということがやっと 入ってきた。これはもう大前提である。今 までのように、簡易方式では許されないよ と、正しく作ったんですかということは、 これはしっかり確認していただきたいと思 う。



その上で、総務省通知では財源を賢く使うためにこの第二弾の要請をしたわけである。 本当にただ作るだけではコストがかかるだけであるので、それがまずは説明責任、議会は もちろんであるが、住民に対しても例えばわかりやすく財政状態を示しているのですかと、 これはやはり見ていただくべきだと思う。

少し進めば、やはり行政経営である。民間とは違うが、では、行政でどんな活用ができるのかしっかり考えて、どんなことに取り込んでいるのですかということは、やはり道具としてしっかり行政経営でも活用していただくということは、ぜひ議会の先生方からも御確認いただければと思う。

その上で、これは法の義務がないので、ここまで精緻にやりなさいというのはない。義務がないので、各自治体でかなりこれを活用しようというところもあれば、作って終わりですよねというところも正直ある。やはりいろいろなところの活用状況とかを見ていただきたい。

参考になるところがあれば、最近本当に議会の先生方がヒアリングにどんどん来るということもよく聞く。公会計推進団体に行って、どんな活用をしているのかという話もよく聞くので、このあたりをぜひ見ていただいた上で、ぜひこの変わってきた行政経営環境の中で、せっかくなので使えるもので、将来、地方分権時代にはさらに公会計というものがもっともっと活躍してくれるかなということは、公認会計士としてもしっかり祈っている。

(2) 重要課題調査のための委員会

③ 「コミュニティ・コンビニ」のモデルづくりについて

【開催概要】

京都府では、過疎・高齢化が進む地域等において、人口減少下でもコミュニティが持続可能となるように、官民の生活支援サービスがワンストップで受けられる「コミュニティ・コンビニ」のモデルづくりを進めることとしている。

平成 28 年度からは総合型の地域創造拠点を 4 箇所で整備するとともに、各拠点に「コミュニティ・コンビニ公共員」を配置し、地域主体の運営組織や買い物、生活交通、物流など新しい生活支援サービスのしくみを構築することとしている。

1月の常任委員会では、「コミュニティ・コンビニ公共員」等から説明を聴取し意見交換を行った。

【開催日時】

平成29年1月17日(火) 13:30~

【開催場所】

議会棟 第6委員会室

【参考人】

コミュニティ・コンビニ公共員 山﨑洋平氏

【出席理事者】

総務部副部長、自治振興課長、自治振興課参事(まちの仕事人担当)、 政策企画部副部長、政策企画部理事、計画推進課長、明日の京都担当課長



山﨑洋平参考人

山﨑参考人の説明概要

【本文中の図表は参考人作成資料より引用】

〇自己紹介

木津川市において個人事業主としてIT関連の事業をしていた。今からちょうど5年前の2012年1月より、相楽郡東部の和東町の京都おぶぶ茶苑と御縁をいただき、IT管理責任者という立場でかかわり、インターネットショップの管理や業務の効率化をソフトウェアで行ったり、ITにかかわる業務全般に加え、茶源郷まつりの開催や、日本茶を世界に広めるさまざまな活動にも参画している。

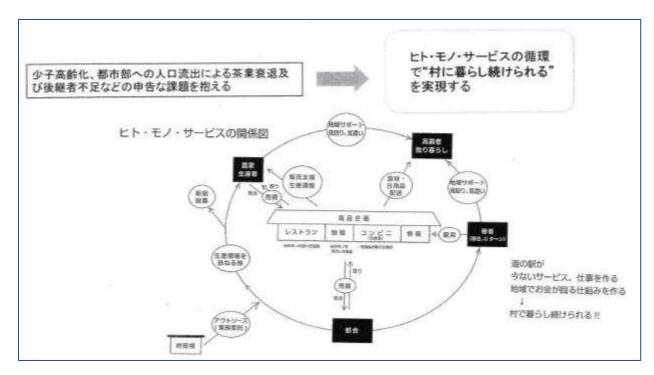
また、2015 年 10 月に南山城村に移住し、地元の自治会の活動に積極的に参加するようになり、その中で家の近くで道の駅の立ち上げが計画されていることを知り、プロジェクトメンバーに参画することとなった。こうした活動にかかわってきたこともあって、京都府のコミュニティ・コンビニ公共員に応募し、昨年の7月から道の駅づくりに本格的にかかわっている。

〇道の駅「お茶の京都 みなみやましろ村」

京都府唯一の村である南山城村は、大変のどかで自然豊かなところであり、宇治茶の産地の1つで茶畑の美しい場所であるが、残念ながらほかの同じような地域と同様に、少子高齢化や人口減少が進んでいる。その結果、買い物弱者の問題を初め、産業の振興や雇用の創出などのさまざまな課題を抱えている。

このような村が抱えるさまざまな課題に対処するために、日用品や農産物をとりそろえる店舗を道の駅につくって、さらに配送機能を持つようにするというプロジェクトが進められている。

道の駅を中心として村内の農家さんが売買できる場所になったり、高齢者の方などにとっては便利な買い物の場所となり、さらには若者の移住を促進する雇用の場にもなるといったことが期待されている。これは道の駅が新たなサービスや仕事をつくることによって、村で暮らし続けられることを目指しているものである。



〇コミュニティ・コンビニ公共員としての取組内容

村民百貨店の立ち上げに向けての活動

南山城村には日用品、生活必需品を購入する場所が大変少なく、本格的な買い物には近隣の木津川市や伊賀市などのショッピングセンターに、車で買い物に出かけなければならないという実情である。こうした状況は、いわゆる買い物弱者である高齢者の方々にとっては大変厳しいもので、生活がしやすい環境とは言えないというところが現状である。

そこで、道の駅の中に食料品や日用品などの買い物ができる場所を作ろうというプロジェクトが村内で立ち上がった。さらに、高齢の方など買い物に行くのが難しい方には、必要なものをお届けできるようにしようとしており、これが村民百貨店の担う機能である。私は公共員としてこの村民百貨店の構築と運営を担う株式会社南山城とともに、仕入れや販売、さらに配送の仕組みづくりに取り組んできた。

村民百貨店の立ち上げに当たっては、特に生鮮食料品の仕入れが大きな課題となっていた。この課題については、さまざまな方と話し合いを進めていく中で、京都生活協同組合様から生鮮食料品の供給などで御協力をいただくことで、クリアできることとなった。村内には既に京都生協さんを利用しておられる方々も多数おられるが、今後さらにきめ細やかなサービスが提供できるのではないかと思う。

なお、京都生協さんとは買い物弱者の支援や村の特産品の販売の拡大などについて、村 と連携して取り組んでいこうということとなっており、京都生協さんと村、そして株式会 社南山城との間で包括的な連携協定が締結された。



配送サービス「ごようききねっと」

村民百貨店の立ち上げと並行して、買い物の場所に行くのが難しい高齢者などの方に対して、道の駅の商品を配送するための仕組みづくりに取り組んでいる。その手段としてAI(人工知能)とタブレットを活用した新しい仕組みが活用できないかという取り組みにチャレンジしている。この取り組みには、東京のITベンチャー企業と協力をして、AIを

活用した「ごようきき」のアプリをタブレットに入れて、これを使って注文された商品を 配達しようというものである。

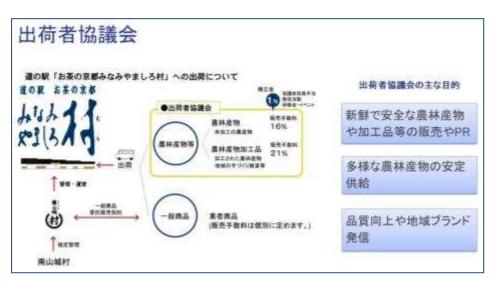
このアプリは商品の注文をやりとりするだけではなく、住民の方の移動に必要な生活交通や商品の仕入れにも応用できることが期待されている。さらに人の絵がおしゃべりをするようなスタイルになっていて、人と人とが対話するような設計になっているので、日常会話のようなやりとりを通して高齢者の見守りにも活用できるものである。

「ごようきき」のシステムについては、昨年の8月と11月に実証実験を実施した。住民の皆様からの御意見をお聞きしながら、IT業者の方と専門的な意見交換も重ね、改善点なども提案した。

今後もこのシステムが実用化され、より良いものとして活用されるよう、株式会社南山 城とともにしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

出荷者協議会

出荷者協議会は道の駅で販売する野売する野売する生産者の団体である。新鮮で大田を変をする。新鮮で大田の団体である。新に、地域のブランは、地域のブランは、地域のである。 乗を目指すことである。 団体である。



道の駅のホームページ

ホームページの内容などについて株式会社南山城と協議を重ね、ホームページを制作。 制作の最初の段階では、道の駅の詳細な情報やターゲットなどについて、まだ固まって いないところも多数あった。どのような機能とデザインがよいのか随分と悩み、まずは汎

用性を持たせ、今後 の展開に応じて拡張 ができるようにする ことが必要だと考え た。

さらに、ワクワク、 ドキドキな道の駅の 期待感を高めること が重要で、アーティ ストもたくさんいる 楽しい村である、新



しい道の駅だということが感じられるデザインがよいのではないかと考え、コンセプトに 基づいて制作した。

道の駅の「ウリ」は?

道の駅のウリを洗い出すためのワークショップを行ってきた。メンバーには株式会社南山城にかかわる方などの地域の若者にも集まっていただいた。ウリを明確にすることは、遡及力のあるPRの基本だと考えている。これまでネットショップなどの商品を売るためのページをつくる仕事にかかわってきたが、その際には購買意欲を高めるための決め手となるよう、必ずその商品の特徴やウリを洗い出す作業をしてきた。今回もその経験を生かして、道の駅の特徴とウリを洗い出すためのお手伝いをした。このときの議論の成果は、ホームページなどにも反映をされている。

ふるさと納税

南山城村のふるさと納税では、返礼品として特産品である宇治茶、シイタケ、米、烏骨鶏の卵といった特産品、さらには村内の各種事業者さんの商品が取り扱われており、こうした村の特産品のPR手段として貴重な存在となっている。新たな返礼品を見つけ出すことも、埋もれた特産品の発見につながるのではないかと思っている。株式会社南山城では、ふるさとチョイスというウェブサービスを活用したふるさと納税の取り組みを村から受託されており、専門のITスキルを生かして、この事業が効率よく効果的に実施できるよう、お手伝いをさせていただいている。



私がかかわってきたネットショップ運営の経験からは、ネット上の見せ方次第で随分と 反応が変わってくることを目の当たりにしてきた。こうした経験を生かして、より検索さ れやすく、より寄附していただきやすくなるような工夫を凝らして、ふるさと納税が増え るよう、お役に立ちたいとも思っている。

先進地から学ぶ

道の駅の立ち上げは、地域の方々にとっても全く初めてのことであるので、一からノウハウを学んでいく必要があった。そこで、高知県の四万十町にございます「四万十とおわ」という道の駅を運営されている株式会社四万十ドラマさんから全面的なサポートをいただいている。

四万十町の現状は過疎化が課題となっていることやお茶が主産業であることなど、村と 共通するところがある。株式会社四万十ドラマさんでは住民の皆様が主体となり、主産業 のお茶を生かして、四万十緑茶のブランドを確立して商品開発をされるなどの取り組みを されている。

株式会社四万十ドラマさんからは、これまで約3年にわたって道の駅づくりのコンセプトから運営のノウハウに至るまで、本当に親身になってサポートいただいてきた。今も村から株式会社南山城のスタッフが2名、この「四万十とおわ」に住み込みで研修をさせていただいている。また、株式会社四万十ドラマの皆様には、これまで何度も村に来ていただき、さまざまなアドバイスをいただいた。

こうしたサポートをいただく中で、株式会社四万十ドラマの皆様とは、いわばコンサルティングを超えた仲間のようなおつき合いにまで深まっているように感じている。株式会社四万十ドラマさんから御伝授いただいた数々のノウハウに加え、ここまで深くおつき合いをさせていただけていることは、今後の道の駅の運営を初め、地域における活動に取り組んでいく上で本当に大きな財産だと感謝している。

また、こうした道の駅の先進事例だけではなく、さらに幅広く交流を深めていくことを 心がけている。

昨年の7月からというまだ短い期間ではあるが、地域の皆様と二人三脚でコミュニティ・コンビニづくりに全力で頑張ってきた。いよいよ本年の4月15日に道の駅「お茶の京都 みなみやましろ村」がオープンする。オープンしてからが本当のスタートだと思っている。引き続き、しっかりと取り組んでいきたいと思っている。皆さんもぜひこの新しい道の駅へ足をお運びいただきますようお願いしたい。

今後とも公共員として、この道の駅を 拠点に地域の皆様とともに地域の課題に 取り組んでいきたいと考えている。



(2) 重要課題調査のための委員会

④ 平成28年中における京都府警察の活動状況等について

【開催概要】

2月閉会中委員会については、1年間の総括となる委員会(2月定例会中の委員会) の直前の委員会であることを踏まえ、平成28年中の京都府警察の取組、活動状況等 について説明を聴取するとともに、課題や今後の対策等について議論を行った。

【開催日時】

平成29年2月8日(水) 13:30~

【開催場所】

議会棟 第6委員会室

【出席理事者】

公安委員会 公安委員

京都府警察 警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、 刑事部長、交通部長、警備部長、京都市警察部長、 警務部参事官、総務部次長、生活安全部次長、地域部次長、 交通部次長、警備部次長、会計課長



京都平安策2016



力強く頼りがいのある警察

推進重点

- 1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 2 子供・女性・高齢者・被害者の安全確保と少年 非行防止対策の充実・強化
- 3 府民に不安を与える犯罪の徹底検挙と組織犯罪 対策の充実・強化
- 4 交通死亡事故抑止対策の推進
- 5 サイバー空間における脅威への的確な対処
- 6 テロ、ゲリラの未然防止と緊急事態対策の推進
- 7 強靱な組織風土づくりを始めとする警察基盤の 充実・強化

平成29年2月8日

常任委員会資料

平成28年中における総務部の活動状況等について

1 警察施設整備の推進

- (1) 警察本部の整備
 - 警察本部新庁舎 ~ 設計及び埋蔵文化財調査が終了、入札作業を実施
- (2) 交番・駐在所の整備
 - 「平安なでしこ交番」の建替整備
 - · 建替 1箇所 ~ 行永交番 (舞韻署)
 - 女性勤務交番施設改修(女性対応待機室・トイレの整備)
 - · 改修 3箇所 ~ 大仏前交番 (東山署)、横島交番 (字治署)、園部駅前交番 (南丹署)
 - 老朽化交番等の建替整備
- 交番 1箇所 ~ 山城交番 (木津署)
 - · 駐在所1箇所 ~ 薭田野駐在所(亀岡署)

2 警察安全相談への的確な対応

警察安全相談の受理状況

相 談 內 容	平成28年 (増減)	平成27年
家庭、職場、近隣関係	5, 932(年 (+ 311)	5,621件
犯罪等の被害防止	5,624(4 (+ 17)	5,607件
刑事事件(盗難、暴力団問題等)関係	5,575件 (+ 308)	5, 267件
迷惑行為	3,249件 (+ 294)	2,955件
契約・取引関係	2,397件 (- 112)	2,509件
サイバー関係	1,896件 (+ 44)	1,852作
配偶者からの暴力	1,106件 (+ 57)	1,048件
悪質商法	801件 (- 272)	1,073件
交通(交通指導取締り、交通事故等)関係	690件 (- 35)	725件
ストーカー事案	504件 (- 41)	545/4
少年問題	461件 (- 10)	471件
環境問題	331件 (+ 21)	310件
上記以外の相談	5,506/4 (- 142)	5, 648件
合 計	34,071件 (+ 440)	33, 631件

3 情報管理システムの整備

- (1) ネットワーク環境の拡充整備 (62交番、3警備派出所等) ⇒H29.3完了予定
- (2) 交番用端末装置 122台の増設配備⇒ H29.3完了予定

平成29年2月8日

常任委員会資料 平成28年中における警務部の活動状況等について

- 1 犯罪被害者支援の充実・強化
 - (1) 社会全体で被害者を思いやり、支える社会気運の醸成 ア ひまわりの絆プロジェクト
 - イ 命のメッセージ展
 - ウ 本でひろがる支援の輪プロジェクト (京都ホンデリング)
 - (2) 関係機関との連携による被害者に寄り添った途切れのない支援 ア 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
 - イ 京都SARA(京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター)
- 2 強靱な組織風土づくりを始めとする警察基盤の充実・強化
 - (1) 警察基盤の充実・強化
 - ア 「京都府警察国際化推進計画」(Welcome Kyoto Project) の策定・推進
 - 外国語対応モデル交番の運用
 - 翻訳機能を有するタブレット端末の配備
 - 警察施設への外国語表記
 - イ 優秀な人材の確保・育成
 - 「京都府警察採用戦略2016」等に基づく戦略的な採用活動の実施
 - 実務能力向上支援プログラム、技能伝承官制度等を活用した若手警察官の早期戦力化
- (2) 「働き方改革」の推進による全ての職員が能力を最大限に発揮できる環境の整備 ア 抜本的な業務の合理化・効率化
 - イ 女性職員の活躍推進
 - ウ 仕事と育児・介護との両立支援

常任委員会資料

平成28年中における生活安全部の活動状況等について

1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

	平成27年	平成28年	増 減
刑法犯認知件数 (総数)	24, 068	20, 479	-3,589
自転車盗	6, 283	5, 501	782
性 犯 罪	241	204	- 37
特殊 酢 欺	168	166	- 2
自動車関連窃盗	2,634	2, 103	- 531
住宅侵入窃盗	654	497	- 157

○ 街頭防犯カメラ等の整備・拡充に向けた自治体等への働き掛け、ヤフー株式会社との 協定による「Yahoo!防災速報」を活用した犯罪情報等の提供等、犯罪抑止に向けた諸対 策を推進(刑法犯認知件数12年連続減少)

2 子供と女性を守る取組の推進

○ ストーカー事案

○ DV事案

	4.75			The A state of			
	平成27年	平成28年	増減		平成27年	平成28年	增減
認知件数	432	486	+ 54	認知件数	1,550	1,723	+173
検挙件数	56	51	- 5	検挙件数	131	110	- 21
措置件数	304	325	+ 21	○ 児童虐待	事案		
禁止命令	4	3	- 1		平成27年	平成28年	增減
警 告	62	55	- 7	情報件数	417	724	+307
援助	238	267	+ 29	通告児童教	628	1, 141	+513

○ ストーカー事案の未然防止及び再発防止を図るため、有識者等で構成するストーカー 事案再発防止研究会を設置

3 少年非行防止総合対策の推進

				平成27年	平成28年	増 減	
刑法》	型少年(検挙・補導)		1, 128	857	- 271		
CVXVIEWS	犯	罪	少	年	882	657	- 225
	触	法	少	年	246	200	- 46

○ スクールサポーターによる非行防止教室・薬物乱用防止教室を充実。非行少年等に対 するきめ細やかな立ち直り支援の実現に向け、京都少年鑑別所と協定を締結

4 サイバー犯罪対策の推進

- 悪質かつ社会的反響の大きなサイバー犯罪の検挙
 - 日本のアニメ動画に中国語の字幕データを付してインターネット上に無断で公開していた中国人犯罪者集団「字幕組」を著作権法違反で検挙
 - 15道府県警察による共同捜査を主導し、スマートフォンを遠隔操作するアプリの開発会社社長や利用者らを、いわゆるウイルス作成罪等で検挙
- サイバー犯罪の抑止に向けた産学官一体となった取組 ネット安心アドバイザーによる講演活動、大学等と協働したサイバー犯罪被害防止ソ フトウェア開発コンテスト (ハッカソン) の開催など、産学官一体となったサイバー犯 罪抑止に向けた取組を推進

※ 統計数値は、暫定値

常任委員会資料

平成28年中における地域部の活動状況について

- 1 交番、駐在所などの活動の強化
 - (1) 立番、パトロール等による制服姿を府民に見せる活動の推進
 - 交番や通学路等における立番、警戒活動の推進
 - 警ら用無線自動車(パトカー)・地域警察官用二輪車(バイク)などによるパトロール の推進
 - 各家庭等への巡回による意見・要望の把握、防犯指導の実施
 - (2) 交番・駐在所を拠点とした府民協働防犯ステーション活動の推進
 - 女子大学生等との協働による犯罪被害防止DVDの作成
 - 地域ボランティアとの協働による防犯パトロールや子ども見守り活動等の実施
 - (3) 交番相談員の効果的な運用
- 2 初動警察活動の強化
 - (1) 110番受理状況

	平成27年	平成28年	增減
総受理件数	278,580件	269,460件	-9,120件

- (2) 初動警察活動状況について
 - ア 事件・事故の発生に即応した迅速・的確な初動警察活動
 - 刃物所持の男が暴れているとの110番通報により現場急行したパトカー勤務員が、被疑者を制圧、検挙
 - イ 空陸一体の活動
 - ひき逃げ車両を発見、車両放置して逃走した被疑者を地上警察官を誘導し検挙
 - 遭難手配の山岳遭難者を上空から発見、ヘリに吊り上げ収容保護
 - ウ 迅速・的確な初動警察活動を目的とした実戦的訓練の実施
 - 奈良県警察との合同による凶悪事件を想定した広域的な初動対応訓練の実施
 - 京都刑務所、京都拘置所との合同による収容者逃走初動対応訓練の実施
- 3 鉄道施設などにおける犯罪抑止活動の推進
 - (1) 鉄道警察隊による性的犯罪検挙活動

検挙罪種	検挙人員	内訳
迷惑行為防止条例違反	80人 (+12)	痴漢19人(-6)・盗撮61人(+18)
強制わいせつ	6人(+1)	
軽犯罪法違反 (つきまとい)	1人(+1)	

(2) 各種犯罪抑止に向けた活動

- ア 京都駅など鉄道施設における立番、警戒活動の実施
- イ 列車警乗による車内における犯罪の予防検挙
- ウ 学校や企業を対象とした痴漢対策講座の実施

常任委員会資料 平成28年中における刑事部の活動状況等について

- 1 府民に不安を与える犯罪の徹底検挙
 - (1) 重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ)

認知	件数 検挙件数 検挙率		検挙件数		*率	検挙人員	
28年	前年比	28年	前年比	28年	前年比	28年	前年比
242	-29	190	-2	78.5	+7.7	171	+29

- 右京区西院における殺人・死体遺棄事件の検挙(10月)
- 2府県にわたる連続持凶器コンビニ強盗事件の検挙(7月)
- 2管区2府県にわたる強姦・強制わいせつ等事件の検挙(3月)
- (2) 重要窃盗犯(侵入窃盗、自動車盗、ひったくり、すり)

認知	認知件数 検挙件数 検		検挙	車	検挙人員		
28年	前年比	28年	前年比	28年	前年比	28年	前年比
1, 256	-219	1,049	+224	83.5	+27.6	191	-30

- 自動車を利用した広域連続空き巣事件の検挙(4月)
- 共同作業所等対象の広域連続事務所荒し等事件の検挙(5月)

(3) 特殊詐欺

認知件数 被害額		検挙件数(本犯+助長犯)		検挙人員(本犯・助長犯)			
28年	前年比	28年	前年比	28年	前年比	28年	前年比
166	-2	7億4,145万円	-5,382万円	134	+20	81	-12

※統計数値は暫定値

- 受け子被疑者の突き上げ捜査による受け子斡旋役被疑者等の検挙(10月)
- レンタル電話会社運営者らによる携帯電話不正利用防止法違反事件の検挙(2月)
- (4) 予測型犯罪防御システムの運用
- 2 組織犯罪対策の充実・強化
 - (1) 暴力団対策
 - 六代目山口組及び神戸山口組の傘下組織会長らによる乱闘事件の検挙(8月)
 - 六代目山口組傘下組織組員らによる神戸山口組傘下組織事務所に対する拳銃発砲事 件の検挙(12月)
 - 神戸山口組傘下組織組長らによる京都府暴力団排除条例違反事件(暴力団事務所開 設)の検挙(11月)
 - 六代目会津小鉄会会長らによる通帳詐欺事件の検挙(8月)
 - 六代目会津小鉄会を指定暴力団として再指定(第9回指定)(7月)
 - (2) 薬物事犯対策
 - 六代目会津小鉄会傘下組織組員らによる覚醒剤密売等事件の検挙(6月)
 - 六代目会津小鉄会傘下組織組長らによる麻薬特例法違反事件の検挙 (7月)

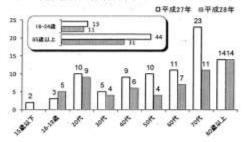
平成28年中における交通部の活動状況等について 常任委員会資料

平成28年中の交通事故発生状況

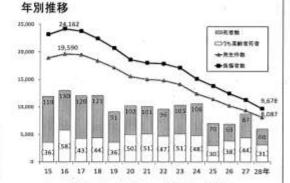
区分/年別	平成27年	平成28年	前年対比
発生件数	9,328	8,087	-1,241 (-13.3%)
死者数	87	60	-27 (-31,0%)
負傷者数	11,262	9,678	-1,584 (-14.1%)

- 死者数は統計史上最少の60人
- ・発生件数・負傷者数は12年連続減少 ・高齢死者は減少 (31人: -13人) す もも全死者の半数以上 (51.7%)

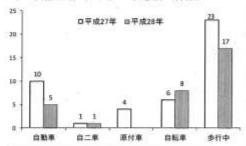
年齡層別死者数(単位:人)



- ・65歳以上の高齢者は大きく減少
- ・16~19歳の若者層が唯一増加



高齢死者(31人)の状態別(特徴)



- ・歩行中の死者は減少するも、状態別で最多
- ・自転車乗用中の死者は増加

総合的な事故分析に基づく事故防止対策の推進

- (1) GIS交通事故分析システムを用いた分析結果に基づく諸対策の強化
- (2) 交通事故多発路線、時間帯における交通街頭活動の強化
- (3) 生活道路対策 (ゾーン30) 等の交通環境の整備

高齢者・子供の交通安全対策の強化

- (1) 高齢歩行者対策
 - GISシステムの分析結果に基づく高齢者宅家庭訪問、危険箇所での声かけ活動等
 - スーパー等における広報啓発活動
 - [モデル店舗に危険箇所を記した交通安全マップを掲示]
 - 高齢者の利用の多い病院等周辺における反射材の直接貼付活動
- (2) 高齢運転者対策
 - 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
 - [身体機能をチェックする機器や教習所等での交通安全教育、交通安全大会の実施]
 - 運転免許証自主返納の促進に向けた環境づくり~日曜日の返納受付実施
- (3) 子供の交通安全対策
 - 心身の発達段階に応じた幼児・児童に対する交通安全教育の推進
 - 通学路における悪質・危険な違反に対する交通取締り、保護誘導活動の強化

自転車の安全利用の促進

- (1) 自転車の交通ルール遵守、マナー向上方策
 - 自転車取締り強化期間 [年間3回実施:2月・6月・11月各10日間]
- (2) 自転車運転者講習制度の周知に向けた広報啓発活動の強化

常任委員会資料 平成28年中における警備部の活動状況等について

1 テロ、ゲリラの未然防止

(1) 対策の3つの柱「テロリストを国内に入れない」「拠点を作らせない」「テロを起こさせない」

(2) 具体的な活動

- ア 「京都テロ対策ネットワーク」を核とした活動
- イ 爆発物の原料となり得る薬品等を扱う事業者への対策
- ウ 舞鶴・宮津港での水際対策
- エ 更なる強化 参画団体の拡大と対策部会の新設

2 緊急事態対策の推進

- (1) 指揮体制の早期確立 緊急呼出システムによる参集、対策本部運用訓練と関係機関との連携
- (2) レスキュー技能の向上 レスキュー技能指導員が中心となった、実戦的訓練と教養
- (3) 警察機能維持対策の推進 京都府下20警察署で移転先23施設を確保

常任委員会資料 平成28年中における京都市警察部の活動状況等について

- 1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
 - (1) 京都市との治安対策に係る協定に基づく取組の推進
 - ~ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」~
 - 街頭防犯カメラの設置や街路灯のLED化等の防犯環境整備の促進
 - 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」総決起大会の 開催 (6月)
 - (2) 京都市以外の自治体との治安対策に係る協定の締結等
 - 宇治、舞鶴、向日町及び田辺警察署長と管轄8自治体の首長との協定の締結 (8~12月)
- 2 サイバー空間における脅威への的確な対処
 - (1) 京都府警察全体のサイバー捜査能力の向上

サイバー捜査官の育成

- 大学、民間事業者等の知見を活用したサイバー特別捜査官の組織的な育成
- (2) 府内中小企業の情報セキュリティ対策の促進

京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク (Ksisnet) による取組

○ セミナーの開催やホームページ等による情報発信等の取組の実施

(2) 重要課題調査のための委員会

⑤ 京都府の国際化のあり方について

【開催概要】

国では、地方自治体の国際化について、昭和62年に策定した「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」等により、地方自治体が「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進することを促してきたところ、グローバル化の進展等により、平成18年に策定した「地域における多文化共生推進プラン」において、「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層進めることとされている。

京都府では、国際化の推進のため、友好提携州都等との交流や留学生の誘致・支援などによる国際交流・国際協力、また、外国籍府民への生活支援などの多文化共生を積極的に進めることとしている。

今回の委員会では、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを契機として、今後の京都府への外国人入国者数の増大が見込まれる中、これからの京都府の国際化の推進のあり方について、国際交流・国際協力、多文化共生など総合的に議論した。

【開催日時】

平成29年4月27日(木) 13:30~

【開催場所】

議会棟 第6委員会室

【出席理事者】

知事室長、知事室長付理事(秘書課長事務取扱)、

国際課長、国際課留学生政策担当課長

京都府の国際化の取組状況について

1 国際交流の推進

友好提携7州省等との交流を通じて、相互に理解を深め、友好の輪を広げるとともに、海外からの人材の受入等を通じて国際的なネットワークの拡大と国際協力の推進を図る。

(1) 友好提携州省との交流について

<資料1>

(2) 分野別交流について

<資料2>

(3) その他

2 留学生支援

海外から留学生を積極的に受け入れ、彼らの知識や経験を地域の国際化・ 活性化に活かすため、留学前から就職時まで留学生を総合的に支援する。 併せて、異なる文化を持つ人々が共に暮らし、安心して生活を送ることが できる環境を整備する。

(1) 留学生の状況について

<資料3>

- (2) 留学生スタディ京都ネットワークの取組について <資料4>
 - ・ワンストップ相談窓口の設置
 - ・京都留学総合ポータルサイトの充実
 - ・海外での留学フェアの開催
 - ・京都の中堅・中小企業でのインターンシップ
- (3) 留学生寮の運営について

<資料5>

- (4) その他
 - · 京都府名誉友好大使
 - ・留学生と府民の交流

京都府の友好提携一覧

	国·地域	相手方	締結 年月日	交流のきっかけ・背景
1	中国	陝西省	S58.7.16 (1983年)	ともに長い歴史と伝統を持つ古都であること、多くの大学を有することなど共 通点が多い。
2	インドネシア	ジョクジャカルタ 特別区	S60.7.16 (1985年)	ともに長い歴史と伝統を持つ古都であること、伝統的な宮廷文化や歴史遺産 を有することなど共通点が多い。
3	アメリカ	オクラホマ州	S60.9.20 (1985年)	ともに多くの大学や研究機関を擁する 学術研究都市であることから交流が進 んだ。
4	ロシア	レニングラード州	H6.11.4 (1994年)	ともに古都として、かつて政治の中心 であり、 芸術・文化の中心地や豊富な 自然など共通点が多い。
5	英国	エディンバラ市	H9.8.29 (1997年)	スコットランドの首都として栄えたエ ディンバラ市とは、歴史ある古都として 京都府との共通点が多い。
6	フランス	オクシタニ州	H27.6.10 (2015年) H28.12.5 (2016年) ※2回目は、合併後 のオクシタニ州と再 締結したもの	初の在京都の総領事館となったフランス総領事から、府の交流先としてラングドック・ルション州の推薦。 両地域に以下のような多くの共通点があることから具体的な交流が進んだ。 ・大学都市、学術研究・世界遺産など豊かな観光資源・先端産業・京都企業とも結びつき
7	カナダ	ケベック州	H28.5.26 (2016年)	モデルフォレスト、森林保全の分野から交流がはじまった両地域の交流は、 その後、大学・高校交流、スマートシティ等に交流の裾野が広がり、さらに産業や文化芸術分野など交流の拡大が見込まれる。

京都府の分野別交流一覧

1 サイエンスパーク、スマートシティ交流

	国·地域	相手方	締結年月日	協定·質書
Ī	韓国	財団法人大總研究開発特区支援本部	H21.9.17 (2009年)	日本国京都府と大韓民国財団法人大徳研究開発特区支援本部 との交流宣言
2	中国	大連生態科技創新城管理委員会	H23.11.28 (2011年)	日本国京都府と中華人民共和国生態科技創新城エコシティ交流 に関する覚書
3	スペイン	バルセロナ市	H28.11.15 (2016年)	京都府とバルセロナ市との協力に関する覚書 ※H25.11京都府・京都市とバルセロナ市との共同宣言から
4	スペイン	マラガ市	H26.11.20 (2014年)	京都府とスペインマラガ市とのスマートシティ交流に関する覚書
5	台湾	台北市	H27.9.10 (2015年)	日本国京都府と台北市とのスマートシティ構築(に向けた連携・協力を推進するための合意書
6	デンマーク	駐日デンマーク王国大使館	H27,11,18 (2015年)	日本国京都府と駐日デンマーク大使館とのスマートシティづくり をはじめとした経済・産業交流の推進に向けた連携・協力に関す る協定書

2 舞鶴港振興(環日本海貿易振興)

	国·地域	相手方	締結年月日	協定·覚書
7	中国	大連市		日本国京都府と中華人民共和国大連市との経済交流等の推進 に関する覚書 ※H18.11の交流覚書から
8	韓国	慶尚北道浦項市	H23.7.26 (2011年)	日本国京都府及び日本国京都府舞鶴市と大韓民国浦項市との 経済交流等の推進に関する協定書
9	ロシア	沿海地方ナホトカ市	H23.7.25 (2011年)	日本国京都府とロシア連邦ナホトカ市との経済交流等の推進に 関する覚書

3 海外への販路開拓

	国·地域	相手方	締結年月日	協定·覚書
10	イタリア	トスカーナ州		日本国京都府とイタリア共和国トスカーナ州との経済交流提携 に関する協定書
31	フランス	パス・ノルマンディ州		日本国京都府とフランス共和国バスコノルマンディ州との経済交 流提携に関する協定書

4 観光、文化財保護等

	国·地域	相手方	締結年月日	協定·覚書
12	中国	北京市	H17.11.2 (2005年)	日本国大阪府、兵庫県、京都府と中国北京市との観光交流に関 する覚書
13	ベトナム	フェ省	H26.3.19 (2014年)	日本国京都府とベトナム社会主義共和国トゥア・ティエン・フエ省 の間における親善交流と協力関係を築いていくための協定
14	アメリカ	アラスカ州	H27.9.15 (2015年)	京都府とアラスカ州間のエネルギー資源に関する協力覚書
15	91	タイ王国工業省	H27.11.28 (2015年)	京都府とタイ王国工業省との経済連携に関する覚書

5 教育

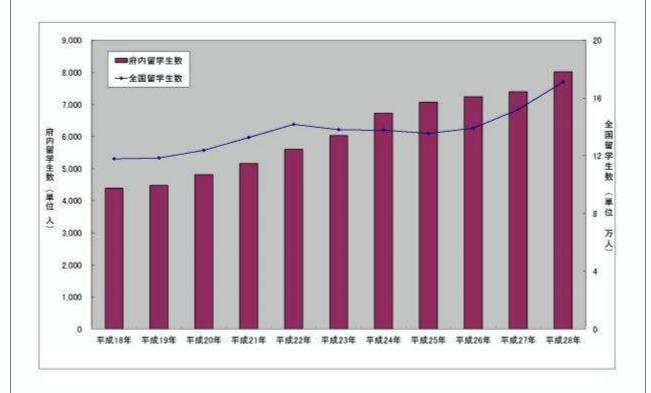
国·地域		相手方	締結年月日	協定·覚書		
16	オーストラリア	クイーンズランド州	H28.11.14 (2016年)	日本国京都府教育委員会とオーストラリア連邦クイーンズ ランド州教育訓練省との間の協力協定		

留学生数の推移

The state of the s		_		_					¥33396±WM0 _ ▼		
年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
 府内留学生数	4,396	4,479	4,805	5,157	5,600	6,032	6,720	7,071	7,238	7,398	8,011
全国留学生数	117,927	118,498	123,829	132,720	141,774	138,075	137,756	135,519	139,185	152,062	171,122

※ 土政(符内留学主教):留学生スタディ京都ネットワーク閲査(各年5月1日現在)専修学校等含ます ※ ②以前は京都地域留学生交流進進協議会調

※ 下段(全国留学主教)-独立行政法人日本学生支援機構調査 (各年8月1日現在) 専修学校等含む



留学生スタディ京都ネットワークの概要

「留学生スタディ京都ネットワーク」の概要(H27.5.29設立)

◇ 構 成 大学・短期大学(39)、日本語学校(12)、専修学校(10)、民間企業(13)、

NPO法人(4)、一般財団法人(1)、独立行政法人(1)、

京都商工会議所、京都経済同友会、京都府行政書士会、

日本貿易振興機構(ジェトロ)京都貿易情報センター、

京都府、京都市、京都府国際センター、京都市国際交流協会、

京都ジョブバーク、大学コンソーシアム京都

計90団体

- ◇ 事務局 (公財) 大学コンソーシアム京都 (京都府1、京都市1、大学派遣1、留学コーディネータ3、プロパー1の7名体制)
- ◇ 役 員(任期2年)

【会 長】大学コンソーシアム京都理事長 吉田美喜夫(立命館大学学長)

【副会長】京都大学理事・副学長 稲葉カヨ

【顧 問】京都府知事 山田啓二、京都市長 門川大作

【監 事】同志社大学国際センター所長 鄭耀軍、京都商工会議所会員部長 植村章弘

- ◇ 平成27年度事業実施状況
 - (1) オール京都体制の留学生誘致・支援体制の構築
 - 京都留学総合ポータルサイト「STUDY KYOTO」(5言語)の設置・運営(アクセス件数 47,484件)
 - ・留学コーディネータによるコーディネート業務(ワンストップィ繝・間セセョロ ィ繝ト類91件)
 - (2) 留学生誘致事業
 - ・海外での留学フェアへのオール京都ブース出展

「5ヶ国8都市(韓国(釜山・ソウル)、中国(北京)、ベトナム(ハンイ・ホーチミン)、インドネシア (スラバヤ、ジャカルタ)、タイ(バンコク)) 来場者数16,305名(うち京都ブース1,478名)

- ・海外での京都留学フェアの開催(台湾(台北)) 来場者数490名
- ・留学生によるPRチームの設置・運営
- (3) 受入環境整備・留学生支援事業
 - ・留学生の就職支援及び住環境整備に関するワーキングの運営

◇ 平成28年度事業実施状況

- (1) 「留学先・学びのまち」としての認知度の向上(情報発信・支援体制の構築)
 - ・京都留学総合ポータルサイト「STUDY KYOTO」(7言語)の運営
 - ・留学コーディネータによるコーディネート業務
- / 学校訪問
- 海外での京都留学フェア等の開催(台湾(台北)、タイ(バンコク)、中国(陝西省))
- ・海外での留学フェアへのオール京都ブース出展(中国(北京)、ベトナム(ハノイ・ホーチミン))
- ・留学生PRチームの運営
- (2) 留学生受入環境の整備
 - ・留学生向け有給インターンシップの実施(参加留学生22名、参加企業15社)
 - ・留学生のための住宅情報サイトの創設と運営
- (3) 各大学・日本語学校の誘致活動等の支援
 - ・京都留学ガイドブックの作成
 - ・会員向けセミナー・交流会の開催

◇ 平成29年度事業計画

- (1) 「留学先・学びのまち」としての認知度の向上(情報発信)
 - ・京都留学総合ポータルサイト「STUDY KYOTO」(7言語)の運営
 - 留学コーディネータによるコーディネート業務
 - ・留学生PRチームの運営
- (2) 各大学・日本語学校の誘致活動等の支援
 - ・海外での京都留学フェア等の開催(3カ国・地域程度)
 - ・京都留学ガイドブックの活用
 - ・会員向けセミナー・交流会の開催
- (3) 留学生受入環境の整備
 - ・留学生向け有給インターンシップの実施
 - ・留学生のための住宅情報サイトの運営
 - ・留学生向け就職イベント紹介カレンダーの設置・運営

京都府が管理・運営する留学生寮について

1 「きょうと留学生ハウス」の運営

[目的・概要] 御所西京都平安ホテルの職員寮を改修し、(公財)京都府国際センターが留学生 用宿舎として借り上げて府内大学に在籍する留学生に提供。入居留学生の生活指 導を含めた交流促進等を行う「留学生オリエンテーター」(府嘱託職員)を配置 し、留学生が快適に日常生活を送り、日本文化の理解を深める拠点とする。 平成24年3月23日から入居開始

[施設概要]

場所	京都市上京区鳥丸上長者町上ル 京都市営地下鉄鳥丸線今出川駅下車(6番出口徒歩7分)					
建物構造	鉄筋コンクリート造(地上3階、地下1階)					
土地面積	1,024.17㎡ 〈土地所有者:京都府〉					
延床面積	1,118.92 m² 〈建物所有者:地共済〉					
1階	談話・交流スペース、管理スペース					
2階	居室 18 室(4.5 畳)、共用スペース(シャワー・トイレ・キッチン・洗面・洗濯)、和室(8 畳					
3 階	居室 20 室(4.5 畳)、共用スペース(シャワー・トイレ・キッチン・洗面・洗濯)					

2 「きょうと留学生オリエンテーションセンター」の運営

[目的・概要] 遊休府有資産を活用し、民間活力を導入した手法で整備。 平成 26 年 3 月 20 日竣工

[施設概要]

施 設 名 さつき寮(元第二日赤看護専門学校		交寮) みずき寮(元府立医大看護師寮)				
場所	上京区小川通下立売上る勘兵衛町 120-2	左京区吉田近衛町 26-88				
個室	45室(留学生36名、日本人学生9名)	44室(留学生36名、日本人学生8名)				
共用施設	トイレ、キッチン、洗濯室、物干し場、	シャワー室 、駐輪場、ゴミ置き場				
交流施設	交流スペース、相談スペース					
生活関連	リエンテーター」(府嘱託職員)と日本人	学生活に一日でも早く馴染めるよう「留学生オ 人学生による「レジデント・アシスタント(R 並びに地域住民等との交流事業の企画・運営等				
管理運営	府と民間事業者(株式会社 学生情報セン 結し、民間事業者は、施設改修から維持	ンター) との間で20年間の定期借家契約を締 管理までを自ら調達した資金で行う。				

(3)管内外調査

- **①管内調査** (平成 28 年 7 月 19 日(火))
 - **○京都府警察本部**(京都市上京区)

地理情報(GIS)に基づく交通事故分析システムについて

○留学生スタディ京都ネットワーク(於:キャンパスプラザ京都(京都市下京区))

留学生スタディ京都ネットワークの取組について

○和東町役場(於:京都和東荘(和東山の家)(相楽郡和東町))

茶源郷和東活性化対策プロジェクトについて

- **②管外調査** (平成 28 年 11 月 9 日(水)~11 日(金))
 - ○多言語支援センターかながわ(神奈川県横浜市)
 「多言語支援センターかながわ」の外国人支援の取組について
 - **〇警視庁**(東京都千代田区) テロ対策東京パートナーシップの取組等について
 - ○茨城県議会(茨城県水戸市)茨城県のネット広報戦略について
 - ○西武園競輪場(埼玉県所沢市)
 埼玉県競輪事業の包括委託について
 - ONPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ (神奈川県横浜市) オープンデータを活用した「LOCAL GOOD YOKOHAMA」の取組について
 - **③管外調査** (平成 29 年 1 月 23 日(月)~24 日(火))
 - **○愛知県議会**(愛知県名古屋市)

新公会計制度の活用状況について

- ○愛知県警察本部(於:愛知県議会(愛知県名古屋市))
 体験型防犯教室「BO-KENあいち」の取組について
- 体験型防犯教室「BO-KENめいら」の取組について
- ○藤枝市議会 (静岡県藤枝市)

民間活力を導入した公的資産活用の成果について

- ○静岡県警察本部(於:静岡県議会(静岡県静岡市))
 関係機関と連携した人身安全関連事案への取組について
- **④管内調査** (平成 29 年 4 月 27 日 (木))
 - ______________________ (京都市下京区)

京都府国際センターの取組について

① 管内調査 (平成 28 年 7 月 19 日(火))

- 1 京都府警察本部(京都市上京区)
- ◆ 地理情報(GIS)に基づく交通事故分析システムについて

従来の地理情報(GIS)に基づく交通事故分析システムは、警察署等から本部サーバーに入力したものを元に地図上にその情報を展開し、印字出力し、各警察署に資料として還元するとともに、ホームページ等を通じて府民へ資料として提供していた。また、その内容は、事故の発生地点を表示した図、発生密度を色の濃淡で表示した図、取締や啓発等の活動結果を地図にシールで貼付した図などに分かれていて、それぞれの図を見比べて判断しなければならないというシステム上の限界があった。

新しい地理情報(GIS)に基づく交通事故分析システムは、事故情報だけでなく取締・ 啓発等の活動結果も併せて本部サーバーに取り込み、統合されたデータとして分析するこ とが可能になった。また、各種情報を重ねて入力・表示し、視覚的に把握することが可能 となり、対策を講じることが容易になったとのことである。さらには、実施した対策や活 動状況の実施前と実施後の効果検証が出来るようになり、また、その結果を公表して、効 果的な情報発信を行うことができるとのことである。

具体的には、事故データを時期、年齢層や事故の形態などに分類することができ、特定して絞り込んだ情報を個々又は統合して図上や統計として表示することなどが可能となったとのことである。また、図上で事故発生地点の事故内容や取締地点の取締情報などを同時に表示することが可能になったとのことであった。

その他の応用例として、高齢者が多数訪れるスーパー等を「交通安全モデル店舗」に指定し、半径500m エリアにおいて、訪問活動などの高齢者事故防止の各種活動を行い、その効果を検証することもできるとのことである。

今後は、システムで分析した多発エリアを指定し、同エリアを中心に取締や啓発、訪問活動を展開するとともに、多発エリア内の事故発生情報を分析し、効果を検証することにより次回の対策に反映することで、交通事故の総量抑制につなげたいとのことであった。

- ・児童の重大事故の分析結果について
- 道路形状、信号の位置などによる事故への影響評価の分析について
- ・交番等へのシステム端末の配備状況について
- 事業の財源について
- ・高速道路、高規格道路、主要道路の事故分析結果について
- ・交通規制、道路管理者との連携について
- ・システム導入の経緯について
- ・学区毎の統計、分析について
- ・学識経験者との連携について など



警察本部において説明を受けた。

2 留学生スタディ京都ネットワーク (於:キャンパスプラザ京都 (京都市下京区))

◆ 留学生スタディ京都ネットワークの取組について

京都における留学生の誘致及び受入体制の整備や、留学生の知識・経験を地域の国際化・活性化に活かすための仕組みづくりをオール京都で取り組み、「大学のまち・学生のまち」としての京都の魅力向上を図る「留学生スタディ京都ネットワーク」が平成27年5月に設立された。

構成は、39の大学・短期大学、12の日本語学校、10の専修学校・各種学校、10の民間企業、5の非営利団体の他に経済・業界団体、京都府、京都市などの行政・公的機関等を含めて合計87団体である。

活動内容としては、京都留学にかかわる総合ポータルサイト「STUDY KYOTO」を設置・運営し、大学・日本語学校・専修学校等の学校情報や住宅・就職を含む生活情報など、京都地域の留学に関する情報を一元化し、日本語、英語、中国語、韓国語によって発信しており、約5万件のアクセスがあるとのことである。

また、国内外で開催される留学生フェアのうち、東京、ソウル、北京、ハノイ、ジャカルタ、バンコクなど9会場で京都ブースを出展するとともに、台湾の台北市で京都留学フェアを開催するなど、留学生の誘致事業に取り組まれている。

その他の留学生の誘致事業として、京都で学ぶ現役留学生で構成するPRチームを創設し、各国における日本留学関連の情報収集や、京都の留学情報についての現地向け情報発信等を行っているとのことである。平成27年度は、中国、タイ、アメリカの3ヵ国についてPRチームを構成するために公募・選考を行い、合計8名(中国3名、タイ3名、アメリカ2名)を選定し、情報収集・発信活動を行っているとのことであった。今回の管内調査においては、PRチームに所属する中国とアメリカからの留学生から、留学生の生活実態や京都に対する印象について話を聞くことができた。

今年度は、前年度の活動を拡充して推進するとともに、新規事業として、留学生向け有給インターンシップを実施し、留学生のための住宅情報サイトを創設・運営するとのことであった。

また、京都留学の魅力を伝え、留学先としての京都の認知度を高める冊子「京都留学の すすめ (仮称)」を作成するとともに、会員向けセミナー・交流会を開催するとのことで あった。

【主な質疑】

- ・経済的に余裕のない人を受け入れる環境づくりについて
- ・受入側の英語能力の向上対策について
- ・住居、交通など生活面のトラブルへの相談対応について
- ・京都の安全性のPRについて
- ・医療面での生活支援について
- ・卒業後も安心して働ける環境づくりについて
- ・京都を留学先として選択する動機づけについて など



PRチームの留学生等から説明を受けた。

3 和東町役場 (於:京都和東荘(和東山の家)(相楽郡和東町))

◆ 茶源郷和東活性化対策プロジェクトについて

和東町では、少子高齢化や若年層の転出等で人口減少が進む中、それを防ぐために雇用 創出や交流人口の増加をより一層図り、さらには住民との協働によるまちづくりを進めて きた。定住人口の維持、増加に繋げることを目的に、「茶源郷和東」の知名度を高め、地域 資源の活用と6次産業化の推進、観光客の誘致等により交流人口を増加させる取組みとし て、平成26年度から「茶源郷和東活性化対策プロジェクト」を実施しているとのことであ った。

主な事業は、茶品評会に出品する和東町出品茶推進委員会を支援する「出品茶推進事業」、

行政と住民の協働によるイベント「茶源郷まつり事業」、和東茶のブランド育成・普及等に対する取り組みを支援する「地域ブランド育成支援事業」、茶源郷和東をPRする「観光パンフレット作成事業」、地域団体・府・町で構成する協議会によるワークショップの運営やガラス温室を活用した観光を推進する「和東町地域力推進事業」、ICTを利用した地域情報化の実現と運営管理を行う「茶源郷行政情報配信システム運営事業」などがあるとのことである。

また、今回の調査先となった和東山の家(愛称「京都和東荘」)は、茶源郷和東活性化対策プロジェクトのひとつである「和東青少年山の家おもてなし推進事業」により、宿泊施設整備に伴うおもてなし体制の整備が行われた。

昭和55年に「京都府立和東青少年山の家」としてオープンした施設を、平成27年8月に和東町が京都府から無償譲渡され、平成27年10月から平成28年6月にかけて増築・改装の工事を行い、総事業費は約2億2千万円とのことであった。

事業構想としては、2015年に「日本茶 800年の歴史散歩」のストーリーで和東町の茶畑が日本遺産に登録されたことに伴い、観光、レクリエーション等などを目的に和東町を訪れる方は増えており、通過型観光から滞在型観光にシフトさせ、従来の青少年の育成施設の機能を持たせながら、滞在による交流人口の拡大と、地域外貨獲得による地域経済の活性化や雇用の創出に繋げたいとのことでした。「お茶」をコンセプトにした施設で、お茶を五感で楽しめるよう、建物内の備品やアメニティに至るまでお茶を使っているなど、こだわりを感じさせる工夫がこらされていた。

- ・施設の所有が府から町に変わったことの影響について
- ・施設の利用者数の推移について
- ・施設が無償譲渡された経緯について
- ・宿泊客数について
- ・施設内の設備について
- ・施設内装の特徴について など





和東町から説明を受けた後、施設内を視察した。

② 管外調査 (平成 28 年 11 月 9 日(水)~11 日(金))

- 1 多言語支援センターかながわ(神奈川県横浜市)
- ◆「多言語支援センターかながわ」の外国人支援の取組について

神奈川県内には、県民の1.9%を占める17万4千人の外国籍県民が暮らしているため、同県ではお互いの多様な文化を尊重しながら共に生きる「多文化共生社会」を築くことが必要であると考え、その実現のための方策として、多言語による情報提供が極めて重要であると認識されている。

外国籍県民の増加に伴い、多言語による情報提供のニーズが高まる中、市町村においては対応が困難なケースが見受けられた。また、通訳の派遣依頼に対して十分応えられない事例も増加したことから、それらの諸課題を解決するため、「多言語支援センターかながわ」が設置され、平成28年6月から運営を開始された。

同センターの主な業務には、外国籍県民や来県外国人のためのコールセンター(多言語ナビかながわ)の運営があり、保健医療、子育て支援、災害などに関する問合せに対し、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語のほか、やさしい日本語でも対応されている。そのほか、通訳者が不足している希少言語(ベトナム語やタガログ語等)の人材を確保するとともに、通訳者育成のためのスキルアップ研修を実施しているほか、地域で外国籍県民を支援している方を対象とした研修を行っておられる。

なお、同センターは県有施設である「かながわ県民センター」に設置されているが、その運営主体は、「公益財団法人かながわ国際交流財団」と「NPO法人多言語社会リソースかながわ」である。このNPO法人は、県からの委託により通訳派遣事業を実施しており、とりわけ医療通訳派遣事業は年間5千件を超える派遣実績があり、多言語支援センターかながわではこれらの事業と連携した取り組みを行っておられる。

また、多言語支援センターかながわは、今後、外国籍県民等に対する情報提供を充実するとともに、災害発生時には同じ建物に入居する「災害救援ボランティア支援センター」と連携して、確実な支援体制を確立することを目指しているほか、通訳の需要が高まっている希少言語の通訳者の人材を直接雇用することにより、通訳派遣のニーズ増に対応していきたいとのことであった。

- ・センターの運営における県、財団、NPOの役割分担について
- ・外国人犯罪への対応状況について
- ・政令市との連携状況について など





概要説明を受けた後、センター内を視察した。

2 警視庁(東京都千代田区)

◆ テロ対策東京パートナーシップの取組等について

警視庁では、平成19年に東京都が発表した「『10年後の東京』への実行プログラム2008」の施策のうち、「最先端技術の活用と官民パートナーシップの構築によるテロ対策」に基づき、東京都など関係行政機関と民間事業者が連携して、テロに対する危機意識の共有や、大規模テロ発生時における協働対処体制の整備、その他首都東京にふさわしい高精度でスマートなテロ対策を総合的に構築・推進するため、「テロを許さない社会づくり」をスローガンに平成20年11月、「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」を立ち上げられた。

同推進会議では、「テロを許さない社会づくり」のために、以下の6つの取り組みを定め、 活動されている。

- ① 合同訓練の実施
 - テロが発生した際、被害の抑制等、効果的な対応ができるよう訓練を実施
- ② 合同パトロール・キャンペーンの実施 合同パトロールやキャンペーンの実施を通じ、テロ等の未然防止のほか、都民に対す る理解と協力の呼びかけ
- ③ 検討会・研修会等の実施 テロ情報や専門知識を共有し、危機管理体制の強化を目的として実施
- ④ テロ情報ネットワークの構築 情報共有や意思の疎通を図るためのネットワークを構築し、連携を強化
- ⑤ 非常時映像伝送システムの構築 民間防犯カメラを活用し、テロ等の大規模災害発生時に被害状況を把握できるシステムを構築
- ⑥ テロ対策相互協定締結の検討

さらに、平成21年には、地域の特性に応じた形でより実践的、効果的に推進するため、 品川警察署、東京空港警察署、丸の内警察署管内をモデル地区に選定し、「地域版パート ナーシップ」の構築、活動を開始された。

そして、このような取組を都内全域において展開・推進するため、平成22年6月末までに、102全ての警察署単位で「地域版パートナーシップ」を発足させ、「テロを許さない街づくり」をスローガンに、テロ等を想定した合同訓練や都民の理解と協力を呼びかけるためのキャンペーン等の広報活動などを行っておられる。

そして、平成23年12月に策定された「2020年の東京」、「『2020年の東京』への実行プログラム2012」でも、引き続き、テロ対策東京パートナーシップ推進会議において、様々な課題や対処方策を検討するとともに、地域に根ざした官民一体のテロ対策を効果的に推進していくこととされた。

警視庁としては、今後も引き続き、「テロを許さない社会づくり」、「テロを許さない街づくり」を合い言葉に、様々な取組を行っていきたいとのことであった。

【主な質疑】

- ・警察組織内部の連携について
- ・不審物、不審者に対する対応について
- ・海上保安庁や自衛隊との合同訓練における課題について など

3 茨城県議会(茨城県水戸市)

◆ 茨城県のネット広報戦略について

茨城県は全国都道府県で唯一、民間の県域テレビ局がないため、県民が映像により地域情報に触れる機会が少ない状況であった。テレビ局開局には莫大な経費がかかるが、インターネットの普及により、動画配信環境の整備が進んだことから、国の緊急雇用対策事業等を活用し、平成24年10月1日にインターネット動画サイト「いばキラTV」を開局された。

同局では、茨城県の県政情報や地域の魅力を伝える動画を制作し、インターネット等を通じて情報発信することにより、県民の郷土に対する愛着心や一体感を高めるとともに、同県の魅力を国内外に発信し、交流人口の拡大やUIJターンの促進、県内産業の海外展開等の取組を支援し、広げることを目的とされている。

オンリーワン又はニッチなジャンルで、テレビとは違う画面の小さなモバイル端末で視聴されることを意識した動画作りを行い、検索の際に見つけやすいタイトルを付け、短い動画尺で速いテンポ、印象的なシーンを冒頭に持ってくる等、離脱されにくい構成にしたところ、YouTubeを活用した自治体の動画サイトとしては、本数、視聴回数、チャンネル登録者数ともに、日本一になった。

また、YouTubeを活用した動画配信は、動画をアップロードするサーバーの維持コストが低くて済むことや、SNSへのリンクや埋め込み等が容易で、ユーザー層や視聴環境等の詳細な分析が可能である。文字や写真では伝わりにくい情報も、映像により視覚的にわかりやすく伝えることが可能であり、地理的制約がないインターネットの特性を活

かし、県内だけでなく日本全国や海外への情報発信も可能である。テレビと異なり、いつでもどこでも視聴できて、新聞購読率の低下等により広報紙を含む既存の広報媒体の到達度が低下傾向にあるなかで、若年層をはじめとして利用度の高いインターネット動画は重要な広報媒体になりつつあり、インターネット動画配信の意義は高いとのことであった。

今後の課題としては、「いばキラTV」の認知度のさらなる向上と、インターネット動画の理解促進を図り、茨城県の魅力をさらに発信する必要があるとのことであった。

【主な質疑】

- ・予算規模について
- ・県内の事業者への発注について
- 情報を発信する側が注意すべき点について など



関係者から概要説明を受けた。

4 西武園競輪場(埼玉県所沢市)

◆ 埼玉県競輪事業の包括委託について

埼玉県は、西武園競輪場と大宮競輪場の2か所の競輪場を運営している。西武園競輪場は西武鉄道が設置した競輪場で、競輪を開催する際は、競輪主催者である埼玉県が、同社から施設を借り上げて運営している。平成27年度の同競輪場の開催日一日平均の入場者数は2,113名だが、これは全国43か所の競輪場のうち、上から10~11番目の順位に位置するとのことである。

また、同県は平成19年度以降に、県内の7つの市営競輪の開催を引き受けているが、当時、市営競輪の年間収支はすべて赤字であり、県が直営で開催した場合でも年間2,600万円の赤字になることが判明したことから、より効率的な運営を行って経営基盤を強化する必要があった。そのため、施行者(埼玉県)固有の業務(競輪開催日、選手賞金等の決定)や競技に関する事務(自転車の競走前検査、審判業務等)を除く業務を、一つの業者に包括的に委託する「包括民間委託契約」を導入することになった。包括受託事業者の業務は、車券の発売・払戻、警備、清掃、イベント、広報・宣伝、投票機器の保守整備、従業員の雇用など運営業務全般となっている。

埼玉県の包括民間委託契約の場合は、まず、収益先取り方式により包括委託料の計算を

行っていることである。収益先取り方式とは、事業収入から義務的経費と売上連動の収益 率によって計算した施行者利益(総売上×0.6%~0.32%)を控除した残りの額を包括委託 料とするもので、施行者の収益額の最低保証は1億円と定めている。

収益先取り方式を採用することで、車券売上の減少や義務的経費の増加などによる様々 な経営上のリスクに左右されることなく、確実に収益を確保できる。また、車券の売上が 増加すると委託料も増加するため、包括受託事業者は積極的に車券売上の向上に取り組む という利点がある。

包括民間委託契約の導入による効果としては、集客、宣伝、ファンサービス等の効果的 な展開や、専門性の高いスタッフによる安定した事業運営など、民間のノウハウや経営資 源の活用による効率的な事業運営の実現がある。契約期間が複数年に設定されていること もあり、償還可能な機器であれば、契約期間中に受託業者が自ら整備するなどの効果もみ られ、経営基盤の強化が図れるとのことであった。

なお、包括民間委託契約の課題としては、県の方に個別業務に係るノウハウが蓄積され にくくなり、主体的な指導が難しくなることや、契約期間満了間近になると、売上向上(県 収益に連動)が実現できる新たな取組であっても、事業者の投資意欲が減退することなど が挙げられるとのことであった。

また、施行者として積極的に売上向上に向けた努力を行うため、平成29年1月から「ミッド ナイト競輪」を開催するとのことであった。

- ・委託契約の条件について
- ・委託後の雇用状況について
- ・防疫活動との連携について
- ・中長期的な設備の改修計画について など





説明を受けた後、競輪場内を視察した。

5 NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ(神奈川県横浜市)

◆ オープンデータを活用した「LOCAL GOOD YOKOHAMA」の取組について

LOCAL GOOD YOKOHAMA (以下、ローカルグッド) は、市民の力を合わせて地域課題を解決する I Tプラットフォームである。ローカルグッドは、地域住民や企業、NPO法人などの民間団体が中心となって、顔の見える関係を大切にしながら、サービスや情報の循環の構築を目指し、地域を良くする活動に多くの方が参加するきっかけをつくっているが、以下の4つの機能がある。

① 課題を知る、投稿する、投稿された課題を見る。

人口 371 万人の政令市・横浜市の 18 区それぞれの課題、子ども・若者、ダブルケア、郊外住宅団地の再生などのテーマごとの取り組みを知るコンテンツを提供し、投稿できる機能

② データを見る

横浜市のオープンデータも活用し、各種のデータをイラストやグラフ等で分かりやすく「見える化」

③ 活動を知る

地域を良くする取組を、取材記事やインタビューで紹介

④ 支援する

必要な資金を多くの市民から集める「クラウドファンディング」と呼ばれる仕組みで 資金提供したり、提供できる技術などを登録できるスキルマッチング機能を使って仲間 になることが可能

なお、ローカルグッドの運営主体は、会員数約 500 人の横浜コミュニティデザイン・ラボというNPO法人で、横浜市を中心とした各地域を舞台に、市民の公共の利益増進に寄与することを目的として平成 14 年に活動を開始した。

LEARN (学ぶ)、MAKE (つくる)、SHARE (共有する)をキーワードとして、市民が地域社会に創造的に関与する機会をつくることを目指しながら、まちづくりに関する調査・研究・コンサルティング事業やコミュニティビジネスの研究・開発等の事業を実施されている。

特に、オープンデータの利活用については、横浜市と連携して積極的に推進しているが、 大学の研究者やIT技術者の方に働きかけて、「横浜オープンデータソリューション発展委 員会」を立ち上げるなど、行政や民間が持つデータを共有・活用する仕組みづくりに取り 組んでおられ、今後も引き続き、市民や企業、大学等のリソース(資源)を積極的に取り 入れて、事業を進めていきたいとのことであった。

- ・神奈川県との連携状況について
- ・NPO法人立ち上げ時の活動資金について
- ・発信情報の正確性の担保について など





説明を受けた後、作業スペース等を視察した。

③ 管外調査 (平成 29 年 1 月 23 日(月)~24 日(火))

1 愛知県議会(愛知県名古屋市)

◆ 新公会計制度の活用状況について

愛知県では、平成12年度から、企業会計的な手法を取り入れ、貸借対照表などの財務書類を作成する公会計改革の取組を進めてこられた。そして、平成22年2月に策定した「愛知県第五次行革大綱」の取組事項として複式簿記・発生主義会計の導入を掲げ、平成25年度から新公会計制度を導入された。

新公会計制度導入の目的は2つあり、その目的の一つはアカウンタビリティ(説明責任)の充実である。アカウンタビリティの充実を図るため、①議会における決算審査資料の充実、②財政状況に関する公表資料の充実、③分析指標の活用など様々な取組を行っているとのことであった。

また、もう一つの目的は、マネジメントへの活用である。愛知県では、マネジメントに適した事業単位(管理事業)を新たに設定し、平成27年度は293の管理事業別財務諸表を作成し、財務諸表、行政評価、予算編成を事業単位で統一化することにより、「責任と権限の所在を明確化」し、財務諸表を活用した「行政評価の結果を予算にフィードバック」させる仕組みを構築することでPDCAサイクルを機能させ、自治体経営の強化を図っているとのことであった。

愛知県の取組の特徴としては、企業会計の考え方を基本とするが、利益の追求が目的ではない公会計の特質に配慮した表示科目とするなどの分かりやすい財務諸表を作成しているとのことである。さらに、資産マネジメントにおける資産情報の活用性を重視し、企業会計の考え方を参考とした固定資産の計上基準を定め、日々の取引ごとに適切に資産計上を行うなど、独自の会計制度を策定しているそうだ。

愛知県が作成している財務諸表は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③キャッシュ・フロー計算書、④純資産変動計算書、⑤附属明細書が主なもので、このほか、⑥基金明細

表、⑦投資及び出資金明細表、⑧貸付金明細表、⑨未収金明細表、⑩引当金明細表、⑪地 方債明細表、⑪債務負担行為明細表、⑬行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・ フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表、⑭売却可能資産明細表を作成して いるとのことである。

今後、職員の研修などをしっかり実施しながら、新公会計制度の運用を充実し、十分活用できるようにしたいとのことであった。

【主な質疑】

- ・公会計制度を導入した経緯について
- ・公会計制度の予算編成への活用について
- ・会計局の職員体制、職員の資質向上について
- ・公会計制度の決算特別委員会への影響について
- ・県民意識の向上について など



関係者から説明を聴取した。

2 愛知県警察本部(於:愛知県議会(愛知県名古屋市))

◆ 体験型防犯教室 [BO-KENあいち] の取組について

愛知県警では、平成27年度に、子どもを守るための総合的な安全対策として、子ども自身の自己防衛能力や危機回避能力の向上と子どもを指導するボランティアの育成を図ることを目的として、「子ども防犯体験学習プログラム」を作成し、模擬の街並みなどの施設を使用した日本初となる体験型防犯教室「BO-KENあいち」を開催された。

この名称は、「子ども防犯体験学習プログラム」の防犯の「防」と体験の「験」から1 文字ずつ取り、また、アドベンチャーという意味の冒険をかけてつけたそうである。

県警では、プログラムの考案について、まず、分析と意識調査の結果に基づき、体験場面を道路と公園とすることに決定された。また、学習項目については、発見・判別行動(見る・見分ける)、回避逃走行動(走る)、拒否・抵抗行動(叫ぶ)、闘争行動(かみつく)の4つの基本行動と共助行動(友達と助け合う)とされたとのことである。

次に、開催に向けての準備として、道路と公園の場面に分け、施設図面の模型を製作するとともに、小学生用と指導者(保護者・教員)用のテキストを作成したとのことである。

さらに、建築学、心理学、法律学の学識者などで構成する有識者会議を開催し、施設内容や施設におけるシナリオ内容などについて検討を行い、また、ボランティアスタッフ養成講座を開催された。

そのような準備を経て、名古屋テレビ塔に体験室などを設置し、約2週間の期間を設けて、[BO-KENあいち]が開催され、135名のボランティアと30名の警察官が従事するなか、1,840名の小学生と924名の大人(保護者及び教員)の参加者があったとのことであった。

参加者へのアンケート実施結果からは、ほとんどの参加者から、「また行きたい」、「参加 して良かった」、「今後も開催する必要がある」という意見があったそうである。

しかし、課題として、多額の経費や多くの貴重な人員(警察官)の確保が負担となったことが挙げられ、今後は、学校等の既存施設を使用し、警察官ではなくボランティアが主体となった運営を行っていきたいとのことであった。

その他には、マクドナルドの体験教室とのタイアップや企業のCSR活動による防犯絵本の製作など多様な取組も進めているとのことであった。

【主な質疑】

- ・教育庁、知事部局との連携について
- ボランティアの育成について
- ・既存施設の活用について
- ・企業とのタイアップに至るマッチングの方策について
- 効果的な広報について など

3 藤枝市議会(静岡県藤枝市)

◆ 民間活力を導入した公的資産活用の成果について

藤枝市では、人口減少による税収の減少に伴い行政サービスが維持困難になることや、 高齢化に伴い交通弱者が増加し郊外型施設の利用が困難になることに対応するため、集約 型都市構造(コンパクトシティ)への転換を掲げ、平成20年から「藤枝市中心市街地活性 化基本計画」を策定し、中心市街地活性化事業を推進してこられた。

計画推進に当たっては、民間の資金・アイデア・ノウハウなど民間活力の導入を基本として、「官民連携による拠点づくり」を市有地活用により行ってこられた。

なかでも、平成7年に市立総合病院が市内高台に移転したことに伴い、藤枝市駅前に立 地するという病院跡地の利点を生かした「藤枝市周辺にぎわい再生拠点施設整備事業」が 中核事業である。

事業の目標は「公共文化・学習施設と民間施設の複合化によるにぎわい創出と中心市街地活性化の拠点形成」で、開発の条件は、娯楽、ショッピング、飲食等の都市サービスを担い、市の都市イメージ向上に寄与する施設の導入を行うとともに、市民要望の高い図書館を設置というものであった。事業スキームは、民間活力の導入により図書館を含む官民

複合施設を整備し、市が民間事業者に土地を貸し、民間事業者が建設・所有する商業施設の床を市が借りて図書館を運営するというものである。この事業スキームにより、市単独整備の1/2の財政支出での図書館設置が実現したとのことであった。また、賃料支払いにより初期負担がなく、財政支出が平準化されたとのことである。さらに、施設整備費には経済産業省の補助金、土地取得費には総務省の土地開発公社経営健全化債、図書館部分の用地再取得には国土交通省の交付金、など様々な補助金等を活用し、市の財政負担を軽減された。事業全体の総事業費は43億円で、地上5階建、延床面積20,000㎡に店舗、シネマコンプレックスと市立図書館を併設し、駐車場は470台収容となっています。図書館は、面積3,300㎡に30万冊を所蔵し、年間来場者は40万人に達したとのことである。

藤枝市では、「官民連携による中心市街地のまちづくり」をコンセプトに、PPPやPFIなどの推進手法を駆使し、今後も「民間活力の導入」を推進していきたいとのことであった。

【主な質疑】

- ・中心市街地以外の活性化対策について
- ・公共交通対策について
- ・高齢者対策について
- コンパクトシティの位置付けについて
- ・投資を行う際の「商圏」のとらえ方について など





説明を受けた後、図書館内を視察した。

- 4 静岡県警察本部 (於:静岡県議会(静岡県静岡市))
- ◆ 関係機関と連携した人身安全関連事案への取組について

静岡県警では、人身安全関連事案について、県警本部生活安全部に人身安全対策課を設置し、課員 63 人が 24 時間体制で、県内 27 警察署からの速報について分析し、警察署へ支援をするなど、取り組みをすすめているとのことである。

静岡県内でのDV認知件数は平成27年に760件と過去最高を記録したが、平成28年には684件と減少した。また、検挙件数は平成27年の225件から平成28年の480件と倍増

し、しっかりした対処を行い、警察の介入により9割の事案は解決に結びついたとのこと であった。

静岡県内での傾向であるが、当事者の外国人比率(双方又はどちらかが外国人)が全体の9%となっており、その内訳については、男性はブラジル人が、女性はフィリピン人が多いとのことであった。

また、被害者については、全体の98%が女性で、パートナーからの暴力や経済的な虐待が繰り返されるケースが多いとのことである。

そうした中、同県警は静岡県弁護士会と平成28年7月に「人身安全関連事案にかかる被害者の安全確保及び問題解決のため、相互に必要な協力を行う」覚書を締結した。

覚書では、相談者等が、同県弁護士会の関与による問題解決を希望し、かつ情報提供に同意した事項について、同県警から同県弁護士会へ情報提供を行い、人身安全関連事案にかかる被害拡大防止等について、同県警と同県弁護士会で鋭意協議を行うこととしており、本格的な実施は、平成29年4月からとのことである。

ストーカーについては、認知件数は平成26年をピークに減少しつつあるが、対策は強化しており、禁止命令、警告の件数は平成28年に過去最高となっているとのことであった。 ストーカーの加害者は加害の自覚がないケースが多く、被害者対策だけでなく、加害者に対する医療機関のカウンセリングなど、加害者対策も必要だそうである。

児童虐待については児童相談所との連携を強化したところ、認知・通告件数ともに、平成 28 年は激増したとのことである。

今後も合同研修会や合同での模擬立入訓練などを実施し、県警と児童相談所の連携を強化していきたいとのことであった。

- ・教育機関との連携について
- ・伝承官の役割について
- ・医療機関の相談体制について
- ・弁護士費用の負担について
- ・ストーカー加害者へのカウンセリングの効果について など

④ 管内調査 (平成29年4月27日(木))

1 公益財団法人京都府国際センター(京都市下京区)

◆ 京都府国際センターの取組について

京都府国際センターは、広く府民、市町村、民間団体等との連携・協力を図り、多文化 共生の社会づくり並びに府民の国際交流及び国際協力など地域の国際化を進める取組を 積極的に推進することによって、21 世紀の京都府の人づくり、文化の振興、地域の活性 化を図るとともに、世界の平和と繁栄に寄与することを目的として平成8年7月に設立さ れた。

京都府国際センターの主な事業内容は、多文化共生の地域づくり、日本語学習支援、災害時外国人支援、外国につながりを持つ子どもに関わる取組、外国人留学生との共生推進、国際理解・国際交流、国際協力の推進等である。

調査当日は、京都府国際センターから、府内に 18 カ所存在する日本語教室に係る説明 や、京都府内の留学生の就職支援に係る説明などを伺った。

平成 28 年 10 月には活動拠点を京都駅ビルからメルパルク京都(京都駅前)に移され、 これまで以上に府民に身近な多文化共生拠点として、京都の更なる国際化に向けて取組を 進めていくとのことであった。

- ・京都府国際センターの一日の利用者数について
- ・言語別の通訳者数について
- ジョブパークとの連携状況について
- JICAとの連携状況について
- ・留学生向けの就職先の情報の入手方法について
- ・留学生の就職先について など





京都府国際センターから説明を受けた後、センター内を視察した。



委員会活動のまとめ

5月臨時会の委員会(平成29年5月17日開催)において、各委員から、1年間の「委員会活動のまとめ」として、本委員会の所管事項に関する総括的な所感や、意見・要望等の発言があった。

以下、その内容を発言順に記載した。

林 正樹 委員

中川委員長、石田、酒井両副委員長をはじめ、委員の皆様、理事者の皆様、そして事務局の皆様、また警察の議会担当のお二人には、この1年間大変お世話になりまして、誠にありがとうございました。

総務・警察常任委員会は、所管事項の幅広さ、また次から次へと起こってくるさまざまな諸課題への対応、そして京都の未来を開くための取組も含めまして、多岐にわたるテーマ・事業を所管することを改めて認識いたしました。

この1年間を振り返りますと、閉会中の常任委員会では、谷口参考人にお越しいただいて新地方公会計制度の導入に関する説明と意見交換、そして管外調査で愛知県での同制度活用状況の調査などをさせていただきまして、大変勉強になりました。今後、同制度の導入を踏まえた府民への透明性の確保、説明責任の強化、行政経営



の観点からの具体的な活用、監査のあり方も含めまして、さまざまな取組をしていただかなければならないと思いますし、そのような点での取組強化をお願いしたいと思っております。また、平成 28 年度決算から適用されるという意味では、議会サイド、私もしっかりと勉強していかなければならないと改めて思っています。

ICTなどの飛躍的な技術革新やSNSの普及等、新しい時代を迎える中、京都スマート情報化プランなど、積極的な取組もしていただいておりまして、私も関心を持っているところでございます。管外調査でお伺いしたNPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボのオープンデータを活用した官民共同による先進的な取組は、同団体の活動形態の斬新さとも相まって、大変に感銘を受けた調査でございました。同様に、茨城県のネット広報戦略「いばキラTV」の取組も、遊び心やおもしろさも兼ね備えながら、県の情報をインターネット動画配信を通じて特に若い世代に発信するという意欲的な取組でありまして、これも印象深いものであったというふうに振り返っております。

京都府警本部は、GISに基づく交通事故分析システム、そしてまた予測型犯罪予測システムなど、まさに先進的な取組をしていただいておりまして、評価しているものであります。

管外調査で学んだ愛知県警本部の「体験型防犯教室『BO-KENあいち』の取組」は、子ども自身の自己防衛能力や危険回避能力を、体験などを通じて培うというものでありまして、これは、前年の管外調査で学んだ、兵庫県警本部の「少年のインターネット安全利用に向けた総合対策」でも思いましたが、能動的な学習、アクティブ・ラーニ

ングの取組を通じまして子どもたちの学習能力や効果を高めていく取組でありました。 さまざまな府民への啓発活動につきましても、こうしたアクティブ・ラーニング等の手 法も参考にしながらぜひ進めていただきたいと思っております。

また、これは昨年の締めくくりでも申し上げましたけれども、警察につきましては、 この1年間、府民の命、そして安心・安全を確保するために全力でお取組いただきまし たことに、一府民として、また議員として改めて心から感謝申し上げます。

いずれにしましても、総務・警察常任委員会は、本当に大きなテーマを抱え、大事な 事業をしっかりと扱っていただいておりまして、私もこの1年間の委員会で学んだこと をしっかりと今後の活動に生かしてまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろし くお願いいたします。

この1年間、大変お世話になりまして、ありがとうございました。

片山 誠治 委員

1年間、中川委員長及び石田、酒井副委員長をはじめ、委員の皆さん、大変御苦労さんでございました。また、総務部、企画理事、知事直轄組織、政策企画部等の理事の皆様方には本当にお世話になりました。そして、警察本部の石川公安委員長、坂井警察本部長及び警察組織の理事の皆様方には、いろいろな数字をあらわしていただきまして、警察が取り組まれている現状課題なり、大変的確な御答弁を賜りまして、まことにありがとうございました。

私、実はこの総務・警察常任委員会ははじめての配属でありまして、いかにこの範囲 が広いかということをつくづく感じさせていただきました。



特に警察では、今、刑法犯の認知件数も減っておりますし、重要犯罪、また青少年の非行の認知件数も減っておりまして、大変現状がわかり、安心・安全のために大変御努力いただいているということもお聞かせいただき、安心をしたところであります。

ただ、一点気になることは、今、ストーカー、DV、また児童虐待等の認知件数が増えておるというところで、なかなか民民の話で警察が入りにくい部分等はございますけれども、犯罪が凶悪化しないように、より一層日々の警察活動に御尽力いただき、府民の安心・安全のために御努力いただきますことを切にお願いすることであります。

それから、特に私は商売人でありますので、同志社大学の真山先生に来ていただき、府有資産利活用について勉強させていただきました。このような時代でありますので、30年・50年先を見据えようとしても、なかなか先の状況がわからない。といって、財政的に、要らないと言ったら語弊があるかもしれませんけれども、できるだけその府有資産を少なくし、またできるだけ売却して、財政に余裕が出てくるような努力というのも一つの考え方であろうと思います。そういう意味も含めて、総務部の財政課等は、この厳しい状況の中で努力をいただきたいと思っております。

先ほどの報告事項にありましたように、いろいろな施設の耐震診断をすると、どうも耐えられないというような状況の中で、府有資産を売却しながら建てかえなり耐震補強をしていき、またあるものを有効的に使っていき、できるだけ財政に負担のないように、無駄なものは売却して、それを一つでも財政の余力にしていくということも今後考えなければならないと思っております。

また、昨年度は私の地元で「森の京都」を開催していただきました。「海の京都」「森の京都」、今年度が「お茶の京都」ということですが、一年だけのイベントで終わるのではなしに、DMOを設立して、地域の人が潤うような、それがまた継続的に続くような仕組みを今後もしっかり考えていただくなど、地方が廃れていくことに少しでもブレーキをかけて、もう一度地方に光が当たるような施策に結びつけていただきたいということを切に願うわけであります。

大変多岐にわたり、本当にまだまだ不勉強な部分がありました。我々も今後しっかりと勉強し、また各理事者におかれましては府民の皆様方のためになるようにより一層御努力いただきますことをお願いいたしまして、私のまとめとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

植田 喜裕 委員

中川委員長をはじめ、両副委員長あるいは委員の皆さん、本当にありがとうございま した。また、理事者の皆さん、本当に1年間ありがとうございました。

私は、管内外調査にほとんど出席できませんでしたこと、まず冒頭おわびを申し上げたいと思います。ただ、行かれた皆さん方の資料等々を見ておりますと、すばらしい勉強をされたのではないかなというふうに思っていますし、私自身もいい勉強をさせていただいたことを心から感謝申し上げたいと思います。

まず、警察でございます。

警察署の再編、交番の新設や警察官の充実を図っていただいておりまして、犯罪等々が激減、あるいは交通事故が減っているということで、そういう意味では、皆さん方のお取組に心から感謝を申し上げたいと思っております。

ただ、新たな問題といいますか、新たな課題がまた出てきているのも事実でございます。例えば、その一つが民泊問題ではないかなというふうに思っています。これは所管ではないかと思いますが、総括的にやっていただいておりますのであわせてお願いをしておきたいと思います。

今、私の事務所に持ち込まれる相談のうち、8割方が民泊問題です。京都市内の民泊の場所を示した地図を持参されて、「先生、今こういう状況です」と。ところが、1週間後の民泊の状況を同じ地図で見ていますと、その地図から消えているものがたくさんあります。これは一体何だろうと思いながら見に行くと、違う業者に変わっているというようなことでした。間もなく新しい法律ができ上がりますので、それに向けての新しい条例を、厳しい条例をぜひ京都府でつくるお取組をいただきますようにお願いを申し上げたいと思っております。



例えば、中京区において、不法な案内所あるいは客引き等々が横行しておりました。客引き等はまだ少しは見受けられますけれども、本当に皆さん方の真摯なお取組で、あるいは地元の皆さんとの協調によってのお取組で減っていることも確かでございますので、引き続きお取組をいただきたいと思っています。

もう一つは、自転車のマナーです。

今、私は中京区で住まいしておるんですが、自転車が 昼夜走り回っております。また、私自身もほとんど自転 車で活動しているのですけれども、ニアミスや自動車に 当たりそうなこと、あるいはもう堂々と両手を放しての 運転や傘差し運転等々、いまだに目に余るものがありま

す。これも皆さん方には取組を続けていただいているのですけれども、引き続き厳しい 取組をしていただきますようにお願い申し上げたいと思います。

それから、これはここで質問させていただいたんですけれども、小さなことかもわかりませんが、「ゾーン30」というのができています。三条通です。信号が取れました。これは、今、交通面では非常にスムーズに交通ができております。ただ、小学校の校長先生にお聞きしますと、信号がないことによって子どもたちの登下校が心配であるとのことでした。小さなことですけれども、そういうところにもぜひ目を向けていただけるとありがたいと思っております。引き続き警察のお取組をいただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

それから、本当に皆さん方が御活躍をされて、林田知事の誕生以来、「南北の協調ある発展」ということで荒巻府政、そして現在の山田府政へとつないでいただきました。 先般も京都縦貫道が開通して京都の津々浦々まで交通網が敷かれたということで、物流も人的な交流も深まって、「海の京都」あるいは「森の京都」、またこれから行われます「お茶の京都」への弾みもついているのではないかと思っています。これは、京都府の発展にもつながっていくものと私は確信をいたしておりますので、これからも引き続き取り組んでいただきたいと思います。

所管は違うかもわかりませんけれども京都府の隅々にまで関心を持って、京都府政に は取組をいただきたいということが多々あります。

その一つは、限界集落です。この言葉は嫌いなんですけれども、この数もだんだんふえてきているのではないかと思っていますし、私が生まれ育った集落も多分あと 10 年もすれば人口が激減するのではないかと思っております。

自動車の運転一つとりますと、例えば、今、認知症や高齢者の皆さん方に「ぜひ免許証の返還を」ということを推進していただいているのですけれども、こういう地域は自動車が重要な移動手段になっています。南山城村野殿いう地域が私の生まれ育ったところなんですけれども、1週間に1度だけ村からのバスが運行いたしております。朝迎えに来て、帰りに送ってきていただくということで、バスがなければなかなか生活が難しい地域でございます。そういうことを加味しながら、ぜひ村と、あるいは市町村と協

調していただいて、こういう大変生活がしにくい場所にも目を配って、ぜひお取組をしていただきたいと思います。

一例を申し上げますと、今、京都府では約1,000 台のAEDが整備されているのだそうでございます。そのうち、京都府相楽郡南山城村には、実は3カ所しか設置されておりません。高齢化が進んでいる地域にAEDがあるかといえば、ないんです。所管が違うかもわかりませんが、こういうことにもぜひお取組をいただけるとありがたいと思っています。

それから、いつも申し上げておるんですけれども、京都府の水道完備率は99.7%です。しかしながら、0.3%、約3,500世帯が今なお谷水、それから井戸水を使用して生活されております。平成18年に、「完備率は全国でも有数です」という説明を受けましたので、「じゃ、整備されてないところはどれだけあるんだ」とお聞きすると、約4,500世帯でございました。「水質検査はしていただいていますか」とお聞きしますと「していません」ということで、「じゃ、してください」とお願いしてやっていただいたら、4検体は飲めない水を飲んでいたということがございました。今はそんなことはないかというふうには思っておるんですけれども、まだ水道が完備されていない、社会資本が整備されていないところも京都府内にはあるということを頭にとどめていただきたい。「南北の物調なる発展」ということを言われております。京都府政においてはそういう

「南北の協調ある発展」ということを言われております。京都府政においてはそういうところにも目を向けていただいていると思うんですけれども、これからも引き続き向けていただけるとありがたいなと思っておりますので、ぜひ皆さん方にお願いを申し上げておきたいというふうに思っています。

以上です。この1年、本当にありがとうございました。

小原 舞 委員

中川委員長、石田、酒井両副委員長、委員会の皆様、そして理事者の皆さん、更には 職員の皆様にもこの1年間大変お世話になりまして、ありがとうございました。

私もこの総務・警察常任委員会というのは初めての経験で、まず総務に至っては、幅広く、さまざまな諸課題に取り組むということで、大変な学びとなりました。その中で、平成28年度の委員会のさまざまな審査、そして管内・管外調査を含めて、「広域化」であったりとか「一体的」ということがキーワードではないかなと自分なりに感じておりました。

私の地元は舞鶴市ですが、このたび本庁機能の移転という形で港湾局が開所されました。京都舞鶴港は、コンテナ取扱量も過去最高、1万TEUを超えて、そしてクルーズ船も今年は 40 回寄港するということです。本日も、ブレーメンとコスタ・ネオロマンチカ、2隻同時寄港されて、山田知事には歓迎訪船にもお世話になっているところであります。

こういった中で、京都舞鶴港というのは、いわゆるコンテナやクルーズ船だけでなく、 観光やエネルギー拠点、更には産業立地、さまざまな要素も含んでおりますので、各部 署・関係もあると思いますが、即応力や総合力、そして先ほど申し上げた一体的な運営 をこれからもぜひよろしくお願い申し上げたいところであります。 更に、「海の京都」「森の京都」、そして「お茶の京都」。これは広域化、広域力ということになると思いますが、「海の京都」に至っては「海の京都DMO」が発足いたしまして、北部5市2町の複数の観光協会が一体となった組織というのは全国初の取組ということで大変期待されます。しかし、今後の展開の中では、地方創生の交付金が切れた後も含めて、官民一体となって地元企業の育成・自立につなげていくことが重要なところだと思っております。新たな観光商品の開発、またビジネス面では「3つの京都」の中でまず先行して海の京都DMOが発足しております。まさに北部から新たなビジネスを発信していけたらと思っておりますので、私も尽力してまいりますが、今後ともさまざまな面でよろしくお願い申し上げたいと思っております。



閉会中の常任委員会の中で大変記憶に残っておりますのが、「『コミュニティ・コンビニ』のモデルづくりについて」という調査がございました。先ほど南山城村のお話もございましたが、この間、道の駅がオープンして、ゴールデンウイーク中も大渋滞になって、大好評というようなニュースも流れておりました。北部、そして南部も含めて、過疎地域、高齢化、こういった部分への対応が非常に重要となってきております。このコミュニティ・コンビニはモデル事業として京都府下4カ所で実施されているということですけれども、先ほどもありましたが、交通の便、病院へ行くにも買い物へ行くにも足がないということにどのように対応していくか。また、AIとかタブレット等々

の利用のお話もこのコミュニティ・コンビニの御報告の中でございました。さまざまな 先進事例も含めて更に調査・研究をしていく中で、過疎地域、生まれ育った地域で安心 して暮らしていける、老後の生活も想定していけるような京都府になってほしいと思っ ているところでございます。

次に、警察についてでありますけれども、年頭視閲式、交通事故防止府民運動スタート式などの委員会調査に参加させていただきました。今回この委員会に所属させていただいて、大変警察を身近に感じ、そして地域の方、ボランティアの方、学生の方と一体となって安心・安全に取り組んでおられるいうことを実感させていただきました。

その中で、委員会でも質問させていただいた部分ではありますけれども、やはり子どもと女性を守るという視点。先ほども児童虐待件数が増えてきているとありましたが、DV被害やストーカー事案、こういった弱い存在をどうやって守っていくか。また、子どもに関しても大麻所持の低年齢化という問題があります。刑法犯の認知件数は皆様の御尽力で年々減ってきてはおりますが、こういったことにいかに取り組んでいくかが更に重要だなというふうに感じさせていただきました。

今回、地元の行永においては「平安なでしこ交番」に建てかえされたところであります。先ほど申し上げた子どもと女性という視点からも、女性の被害者の方、また不安に思っている方にとっては女性同士で話しやすいという部分があります。もちろん女性の活躍推進ということから女性職員の方々の働く環境の整備も含めて、さまざまな観点から更に一層進めていただきたいと思っております。

この間、この交番の開所式に参加させていただいて、「新しい建物ができて、地域ではどのような受けとめ方がありますか」とお伺いしたところ、近所の子どもさんがトイレを借りに来たと。正直、交番とか駐在所というと、何かがないと立ち寄ったらいけないのかなというようなイメージがありますけれども、子どもさんや高齢者の方も含めて地域の方々が集まれる、そういった身近な存在になることが犯罪の抑止であったり、そして、今、特殊詐欺被害も多いですけれども、そういったことの情報伝達にもつながると思いますので、身近な警察、また安心・安全をより一層進めていただけたらと思っております。

以上でまとめを終わらせていただきます。1年間、本当にありがとうございました。

島田 敬子 委員

中川委員長、石田、酒井副委員長をはじめ、委員の皆様、理事者、事務局の皆さん、大変お世話になりました。ありがとうございます。

私自身が本委員会で取り上げた問題で2つのテーマに絞って、とりわけ地方自治体の あり方を問うという点で指摘と要望をさせていただきたいと思います。

骨太方針のもと、公的サービスの産業化が国でも進められておりますし、本府でも「行政の効率化」の名で京都府職員の削減や出先機関の統廃合、そしてPFI等の民間手法を大規模に導入する流れが強められております。とりわけ、公共事業の発注業務から雇用、福祉などのソフト事業まで、プロポーザル契約で民間事業者に丸投げするのが当然のようになっている問題を繰り返し指摘させていただきました。専門的技術職員の削減と際限のない民間委託の拡大は、現場対応能力の低下による災害対応のおくれ、発注業務のおくれによる府民公募型公共事業の積み残しに見られる等、府民サービスの低下としてその弊害があらわれてきておりますし、各種施策における行政の主体性がどんどん失われていく現状は大変問題であると考えております。

そもそも公共サービスの民営化、アウトソーシングは 民間企業の利益確保が目的でありまして、経済界や民間 事業者にとっては好ましい事態ではあっても、地方自治 体におきましては、地元の地域経済の活性化という点で も、また地産地消などの取組等でも大きな矛盾を広げ、 結果的には税収を減らしてしまう、あるいは地域の消費 購買力が低下するという問題も指摘をいたしました。

経済界の利益保証のために公共サービスの担い手の非正規化が加速して、京都府の職場の中における非正規雇用化とともに、民間業者の非正規雇用化も広がるということも問題として指摘をさせていただきました。正規雇



用化に取り組むという京都府の取組もあるわけですけれども、こうした点にも逆行する動きであるということで重ねて指摘をしておきたいと思っております。

このことは、平成 27 年度の京都府包括外部監査におきまして指摘をされておりました。「事務事業の外部委託の現状と今後について」というテーマで実施された結果報告ですが、事務事業の外部委託を人件費を中心とした現状の経費に比して支出が軽減され

るという視点のみで進めると、外部委託料を不当に下げることによって外部委託事業者もしくはそこで働く人々に過度の負担が強いられたり、あるいは安い外部委託料に見合った、質の低いサービスしか提供されないことなどが考えられるということで、効率化を進めつつもサービスの質の向上を図るという視点が必要ではないかという包括外部監査人の指摘でございました。

この問題では、理事者から、公契約大綱を定めて、労働基準法をはじめ、法規の遵守を契約相手側にも求めている、あるいは各部局でそれぞれやられていった部分を少し統一的な運用の仕方で進めていくと。それは、プロポーザル契約の適否や公表の仕方、そういったものも統一的に運用していく方向で改善をしていきたい等々の答弁もいただいたところであります。マニュアル等もできましたけれども、引き続き検証もしながら改善をお願いをいたしたいし、住民の暮らしや地域経済の実態を京都府職員が自ら把握をし、求められる施策は何かをつかみ、これに応える努力をお願いしたいと思っております。

また、多くの職員の皆さん方も、本来行政の責任において直営でお仕事をきちんとやりたいという方も多いと仄聞しておりますが、私たちとしては、自治体本来のあり方に立ち返って、京都府職員の計画的な増員を行って、必要な人をきちっと現場に配置していくという方向でお取組をいただきたいと思っております。

この点において、第2点目ですが、京都府職員の定数条例の一部改正の条例案が提案され、可決されたことはとても重大な問題だと思います。20年にわたって職員定数5,015人が維持されてきましたが、正職員の削減と非正規職員への置きかえが進められ、定数に比べて正規職員が1,000人少なくなりました。災害対応等に支障を来したことにとどまらず、長時間過重労働が常態化していることは問題ですが、この定数削減が削減された職員の実態に定数を合わせるというものでありました。超過勤務の是正あるいは児童相談所の体制強化のため等を理由に、千葉県が210人、滋賀県では10人等の職員増に踏み出そうとしている中で、本府の動きは逆行するものであると指摘をしておきたいと思います。

児童虐待の急増に対応するための児童相談所、家庭支援総合センターの人員増を求めておりましたが、2名増やされましたものの、まだまだ不十分であり、さらなる体制の強化が必要です。それから、土木事務所についても若干の増員があったようですけれども、施設の長寿命化の取組と、また災害対応強化等にも必要な増員を要望しておきたいと思っております。

12月定例会では、職員団体が昨年6月から毎月継続して取り組んでいる超勤実態調査の結果について紹介をし、改善を要望いたしました。月100時間以上の超過勤務や平日の睡眠時間が4時間未満の方など、過労死の危険を感じた職員が何人もおられて、超過勤務ありきの業務量、休日出勤をしないと回らない現状、深夜残業の常態化など、京都府の職場はどこも慢性的な人手不足であるという声が上がっておりました。職員長から主幹級以下の全ての職員に対してアンケート調査を実施されていることや、月100時間超えの職員と2カ月以上連続して80時間超えの職員が平成27年度では実人員で149人あったとの報告もございました。引き続き実態を正確に把握するとともに、職場や部署単位で分析したり、ストレスの多い職場からしっかりと分析をして、その結果をもとに

当該部署の業務内容、労働時間などの情報とあわせて客観的に評価して、適切な人員配置を求めておきたいと思っております。

公務でも民間でも過労死、過労自殺を根絶して人間らしく働けるよう、本当の意味での働き方改革が求められております。労働時間は一日8時間、週 40 時間は大原則で、それを超えるには災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要性がある場合などに限られているにもかかわらず、人手不足や自己申告任せで長時間労働が横行している実態を京都府の職場でも改善をしていただくよう求めておきたいし、この際、地方公務員職場にも労働時間の上限規制を法律で規制するよう求めてはどうかと、これは提案しておきたいと思います。

また、1,200 人を超える臨時職員・非常勤職員・嘱託職員の賃金・労働条件の改善を要望してまいりました。この間、職員の賃金が日額200円、月額4,200円アップされたとのことでありますが、さらなる改善を最後に強く要望して、まとめとさせていただきます。

ありがとうございます。

小巻 實司 委員

よろしくお願いします。ありがとうございました。

皆さんから話があったとおり、中川委員長さんをはじめ、石田、酒井副委員長さん、 御苦労さんでした。ありがとうございました。また、参考人の方も呼んでいただいて、 我々いい勉強になったんではないかなとも思っております。



それと、多分、案件 10 件のうち、8 件から9 件は総務の話やと思うんです。それにもかかわらず、総務と警察が一緒やということで、公安委員長さんをはじめ、坂井本部長には、役に立たんことはないとは思いますけれども、そういう話にも全部おつき合いしていただいてもわけなんです。実のところね。で、部長さん自体も、皆さんも御存じのとおり、皆2列目に並んでもうてるわけですな。いろんなことがある関係上、実現はなかなか不可能やとは思うんですけれども、できたら警察は警察、総務は総務というような形にできるように。まあ、これは私らも一所懸命やりたいなと、こういうように思っております。私、警察の皆さんに

は本当に頭が下がりますわ。御苦労さんでした。ありがとうございました。

それと、うちの地元の話ですが、皆さんにはもう何回も話をしているんですけれども、 七条署の跡地の京都駅前運転免許更新センターがむちゃくちゃ評判がいいわけなんで す。本当に。これを批判する人は誰もおらんわ。行った人が皆感心しよる。何と早いこ としてくれるし、行政のこういうところにしては珍しいと。

この間も、物すごいうれしかったんが、個人タクシーに乗ったんですわ。ほな、個人 タクシーのおじさんが「こんなええもんができて、物すごうよろしいねや」ということ を言いよったんですわ。「ええやろ。私もええと思うとんねん」と。ほな、その方がこ ういうことを言うてくれたんや。「これ、小巻という議員がしよったんや」と。いや、 ほんまそう言うてくれてん。「おっちゃん、わしや、わしや」と言うてね。そういう笑 い話をしたんですけれども、それぐらい評判がいいわけですわ。大体そういう警察関係 でそんなサービスがいいこと自体が本来から言うたらおかしいかもわからないんです けれども、せやけど、行った人に聞いたら、悪く言う人は誰もないですわ。ひとつこれ からもそれは継続して頑張ってやっていただきたいと、こういうように思います。本当 にいろいろ勉強させていただきました。

それと最後に、私、いつも思うんですけれども、事務局がこんな立派な冊子をこしらえるわけですわ。これをこしらえるだけでも大変ですわ。実のところね。私は事務局にも頭が下がると思います。

本当に1年間いろいろ勉強させていただきまして、ありがとうございました。また今後ともよろしくお願いします。本当に御苦労さんでした。ありがとうございます。以上です。

前窪 義由紀 委員

中川委員長さんをはじめ、石田、酒井両副委員長、委員の皆さん、そして理事者の皆さん、また事務局の皆さん、1年間大変お世話になりましてありがとうございました。 1年間総務・警察常任委員会に所属させていただいて、さまざまな議論をしてまいりました。そのことを今後の私の議会活動にもしっかりと生かしていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

まず、総務に関わることを触れておきたいと思います。

一部大企業に偏っているアベノミクスのもとで、京都の経済あるいは府民の暮らしというのはなかなか厳しい状況が続いております。昨年度、本府は法人2税や個人府民税の落ち込みで190億円もの減額補正を余儀なくされたということです。京都府内の中小企業のうち、赤字法人は7割に上るということや、労働者の賃金、これがなかなか上がらないと。この間、建設労働者の設計労務単価が政府によっても毎年引き上げられまして、2012年から31.4%上がっております。しかし、実際その現場ではどうなっているかといいますと、4.8%しか上がっていないということが京建労の調査でも明らかになりまして、これは本当に何とかしなければならないと思っています。

今、必要なのは、持続可能な地域を目指して中小企業をしっかり支援する、労働者の賃金水準を引き上げる、こうしたことで府民の家計を温めていくと。地域にお金が循環する、そういう地域経済をつくっていかなければならんかなということを強く感じました。そのことが本府の税源涵養、税収増につながっていく大もとだと思っています。今、必要なのは、そのための対策をしっかり打つことだと思います。中小企業地域振興基本条例をつくるとか、公契約大綱を一段強化していただいて賃金条項も盛り込んだ公契約条例へと発展させていく、こういったことが自治体でやれる対策として現実的だと思いますので、他の部局ともしっかり連携して努力をしていただきたいと思っています。

それから次に、府政運営の問題です。これは先ほど島田委員からもありましたけれども、この間の職員の大幅削減、そして指定管理者や独立法人化、あるいはPFIの導入など、さまざまな手法によって直接行政が弱体化してきているのではないかと思ってい

ます。災害時の職員体制、中でも技術職員の不足は、現場対応等、災害復旧などに支障を来しているということであります。また、府民の安心・安全にも大きく影を落としていると思っています。その上、公的サービスの産業化を進めている安倍政権と一体となって事業の選択と集中、アウトソーシング、派遣会社頼みの府政運営、これが強まってきているのではないかと思います。自治体本来の役割を発揮する、この体制が弱まってきていると感じます。

一方、リニア中央新幹線や北陸新幹線の誘致など、財政負担や環境破壊などを顧みないで大型公共事業を推進すると、こういう府政の状況であります。今、人口減少や高齢化が進む中、それに対応する福祉や医療施策の充実、多発する地震や水害などの災害対応を強化すること、それから公共施設の老朽化対策や地域の公共交通の拡充・維持などが重要ではないかと思います。そのための人員や体制の強化、それから予算の確保、こういったことにしっかり努力していただきたいなと思っています。

また、地方創生の問題でも国の関連予算がつけばということで、最近はオリンピックに照準を合わせた対策が



いろいろ進んでいますが、これは特に観光中心で、しかもイベントが多くて、将来継続した地域の発展につながるのかという声も出されております。3年なら3年、あるいは1年なら1年、期限を切った事業だけで地域が潤うとも思えませんので、この点はしっかり検証していただく必要があると思います。

それから、この間、北部地域連携都市圏構想とか、南山城村、笠置町と三重県伊賀市を中核都市とする定住自立圏構想が進められておりますけれども、一方では、地方の切り捨てや、さらなる市町村合併や道州制への道を開こうという狙いがあるだけに注意しなければならんというふうに思っています。府内の自治体がそれぞれの地域に責任を持って、住民の暮らしを守るという自治体本来の役割を発揮できるようにしっかり支援するのが本府の役割だと思います。小さな自治体であっても、自立して、頑張って暮らしを守るとりでになれるよう、引き続きの努力をお願いしたいと思います。

それから、警察については、災害救援の活動だとか、九州の暴力団に対する取り締まり強化などへの支援とか、さまざまな形でまさに命を張って頑張っていただいている。 そういう中での苦労を見ているだけに、引き続き、住民の命や暮らしを守るためにしっかり体制強化をして頑張っていただきたいと思っています。

そんな中で一つ感じたのは、交通安全対策の問題であります。

子どもたちの通学や歩行者の安全については、信号機やゾーン 30 といった交通安全施設の設置を進めることなど、頑張っていただいているんですけれども、信号機の設置要望がまだ数多く残されている。住民要望になかなか応えられないと、そんな状況もあるだけに、引き続き、予算の確保など、努力をしていただきたいと思います。

高齢者の交通事故防止のために、事故多発地域への対策や免許証の自主返納など、自 治体とも連携をして、引き続き促進していただきたいと思っています。 昨年の大麻の押収、これが4倍強になっている。そして、薬物犯罪で逮捕・送検した容疑者も過去5年間で最多となっているということでありました。大麻関連では未成年者が前年比で倍増しているという問題、それから暴力団の資金源となっているということも大きな問題だと思っています。供給源を断つことや暴力団の関与については、徹底的な取り締まりの強化という点で頑張っていただきたいと思います。

また、暴力団とのかかわりについては、府立医科大学絡みの事案もあることから、行政のあらゆる場で徹底的に排除していくという強い姿勢、毅然とした姿勢が求められていると思いますので、そのことは、警察のみならず、府庁全体としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。同時に、暴力団活動や抗争に府民が巻き込まれることのないよう、暴力団の根絶に向けた徹底的な対策強化も求めておきたいと思います。とりわけ山口組と神戸山口組との抗争も新たな段階に入っているようですので、この点も注意を払っていただきたいと思っています。

最後に、裁判員裁判対象事件と検察の独自捜査事件、逮捕・勾留中の容疑者の取り調べの全過程の可視化が実施されることになっています。同時に、司法取引の導入も実施されるというふうになっています。この司法取引については、虚偽の供述で無実の人を巻き込む危険性、あるいは自白の強要につながる危険性が懸念されております。また、通信傍受の対象犯罪も拡大され、通信事業者の立ち会いも不要になっています。GPS捜査を含めて、人権侵害やプライバシーの侵害にならないように、運用には慎重を期していただきたいと、これは強くして指摘・要望しておきたいと思います。

これと関連して、現在、国会に上程されている共謀罪。これができれば、一層人権侵害やプライバシー侵害に関わる範囲が広がっていくということです。今、安倍政権のもとで「今週にも強行採決か」と言われていますが、そうしたことにならないように願っているところでありますし、またそのために頑張りたいと思っている、そういう決意も含めまして私のまとめとさせていただきます。

1年間大変お世話になりまして、ありがとうございました。

西脇 郁子 委員

中川委員長、そして両副委員長、また理事者の皆さん、委員の皆さん、1年間本当にお世話になりました。私もいろんな意味で勉強をさせていただいた1年間だと思います。

先ほど他の委員からもありましたけれども、京都府内では暮らしと地域の疲弊が本当に進んでいるなと実感をしております。同時に、北部の米軍レーダー基地、あるいは福知山の自衛隊駐屯地の状況など、今、平和をめぐる環境も大きく変化しているもとで、府民の皆さんの暮らし、そして安心・安全を守るための京都府としての役割が一層問われているなということも実感しております。その立場でこの1年間質疑を行わせていただきました。

私が中心的に取り上げたのは、やはり京丹後の米軍レーダー基地問題、それから昨年 秋から新たに始まりました自衛隊の福知山の射撃場の米軍共同利用の問題でした。日米 ガイドラインの改定、そして安保法制の施行を受けまして、米軍のレーダー基地と福知 山駐屯地の共同利用が一層強化されているところです。 レーダー基地につきましては、本格的運用から2年半で米軍、そして軍属が関係する 交通事故は、人身事故を含みまして現在43件と聞いております。レーダーの騒音など、 住民の皆さんの安全を脅かし続けているという実態は変わっておりません。人身事故で は、一昨年12月の事故処理については、地元の方にとっては極めて不本意な結果にな っているということ、これは極めて残念だと思っています。

こういった事態を受けまして、これまで、安全・安心対策連絡会での地元住民の皆さんの声や、米軍基地建設を憂う宇川有志の会、そして京丹後市議会、府議会などとの共同した運動の中で、専用の交通標識、弁護士費用の京丹後市の負担、ドライブレコーダーの設置など、一定改善がされたところです。引き続き、京都府警本部、そして地元警察とも共同した全米軍関係者の皆さんの安全講習の徹底、それから集団通勤の徹底を府としても強く防衛局に求めていただきたいと思います。

更に、安全・安心対策連絡会ですが、この運営につきましては、議事録の速やかな公開、傍聴などを求めてまいりましたけれども、今後も引き続き改善を強く求めておきたいと思います。



知事は、米軍専用レーダー基地は他国からの攻撃を探知する、極めて武力行使とはほど遠い施設だとこれまで答弁されておりましたけれども、Xバンドレーダー配備目的というのは、中国あるいは北朝鮮の長距離弾道ミサイルから米国本土を防衛するためにアメリカを攻撃するミサイルを弾道ミサイルで反撃することで、経ヶ岬と青森県の車力の基地がその最前線基地になる危険性が今一層増していると言われております。その上に、更にレーダー基地の拡張工事が今進められております。

これまでも北朝鮮は在日米軍基地を狙うということを公言していたわけですけれども、宇川の住民の皆さんの不安は大変なものだと思っております。京丹後市は府と連携して避難訓練について検討しているということを最近お聞きしているところですけれども、そういうことをするよりも、この問題の解決は、北朝鮮との外交交渉に踏み切り、外交交渉の中で核ミサイル開発放棄を迫るしかないと思います。安倍首相は「対話のための対話は何の解決にもつながらない」などと述べているということですが、日本政府は、こうした対話を否定する姿勢を改めて、外交的解決の努力を行うべきであり、このことを京都府として国に対して毅然と求めていただきたいと思います。

それから、昨年 11 月から開始されました京丹後市の米軍レーダー基地の軍人・軍属による自衛隊福知山射撃場での実弾射撃訓練、このことについてもずっと取り上げさせていただきました。

共同利用訓練は、既に今、4回目を迎えています。つい先日も行われました。現地の 実弾訓練の騒音、これは私も聞きましたけれども、想像以上に激しく、流れ弾の不安も あります。知事は共同使用の受け入れの際に安全管理対策と騒音対策などに万全を期す よう防衛省に求めたということですけれども、いまだに何も解決されていないというこ とです。防衛省との約束がほごにされないよう、府として国に速やかな安全対策の実施 を強く求めていただきたいと思います。

今後も安倍政権のもとで府内の自衛隊基地が、福知山と同様に、米軍との共同利用をされる可能性があるわけですが、不平等な日米地位協定の範囲が広がることになるなど、府民の安全は一層脅かされることも懸念が広がっています。府として、国の言いなりでアメリカ軍の都合を最優先する姿勢ではなく、地元住民、府民の安全と安心最優先を貫いていただきたいと思います。そのためにも、やはり自衛隊福知山射撃場の共同利用中止を国に求めていただきたいと思います。原発と同様に、米軍基地があるがゆえの府民の安全よりも、米軍最優先の姿勢こそ改めるよう強く求めておきたいと思います。

最後にですが、未利用の府有資産の利活用についてです。

昨年の8月の常任委員会で府有資産利活用推進プラン委員会の座長であります真山教授から課題や今後の方向性をお聞きしましたが、大変重要な示唆をいただいたと思います。公有地の利活用の基本的な考え方として、府の資産は現在の府民だけでなく将来の府民のものであるということ、現在の社会・経済の状況から30年から50年先を予測することは不可能だということ。

具体的には、先ほどありましたけれども、七条警察署の跡地利用を例に挙げまして、 土地の所有者の府と建物を建てる際のその後のホテル経営等を行う民間との関係が対 等なのか、平等なのか、どういう側面を見れば対等か平等なのかはいみじくも難しいと の御発言もありました。とりわけ資産という形で府が所有しているのは、現在の府民の ものであり、将来の府民のものであると。とりわけ売却という選択を行う場合、将来の 府民がどういう利益を受けるのか、将来の府民がどういう利用の可能性があるのかとい うことも慎重に考えるべきだともおっしゃっておられました。これは現在生きる者の責 任として非常に重いのではないかということ、このことを指摘しておられましたが、私 も本当にそうだというふうに思っております。

これに関連しまして、私の地元の元中小企業指導所跡地の利活用につきましても、現在売却という府の方針が出されていますけれども、長年にわたり、地元住民から、地元住民も利用できる公的な施設建設などの要望が出されております。

その他、府内の警察署の跡地など、未利用の公有地の利活用についても今後も引き続き検討がされていくと思いますけれども、改めて、公有地の活用に当たって、公有地は現在の府民とともに将来の府民のものだという先ほどの真山教授の指摘に十分応え得る方向での検討をお願いしたいと思います。その際に住民の皆さんの声をよく聞いていただくよう求めておきたいと思います。

以上で終わりたいと思います。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

近藤 永太郎 委員

中川委員長をはじめ、委員の皆様、また理事者の皆さん、事務局の皆さん、大変お世話になりまして、ありがとうございました。

素朴な疑問を持っておりますけれども、その前に少し申し上げておきたいと思いますが、京都府の未来をつくるために人事、そして財源も計画も所管されるこの総務・警察

常任委員会に置いていただきまして、なおかつ安心・安全の中核を担っていただいています警察の皆さん方からも多くを教えていただきまして、感謝いたしております。

そして、「地方創生」という言葉を数年先取りされまして、「海の京都」「森の京都」、今年は「お茶の京都」ということで、進歩の中に伝統を守っていくためにそれぞれの地域をより知る、地域を発展させるためにもう一度過去を、また現在をしっかりと見据えて未来をつくっていくということが、「もうひとつの京都」といいますか、この「3つの京都」の中に包含されているんではないかなというふうに思っております。

そこで、私の素朴な疑問は、ずっと持ち続けているんですけれども、発展とは一体何なのか。京都府の発展と、それから府民福祉の向上というものがうたい文句になっていますけれども、京都府の発展とは何なのか。京都



府がまさか東京をモデルにして東京の発展を後追いするわけにはいかないと思いますし、文化庁が来るということで、京都が京都であるためにどうあるべきなのかと。もう日本の首都は京都でええやないかと。東京へ行っても、東京駅から皇居あたりをうろうろするんやったら落ちつきますけれども、あとほかのところへ行くと、もう恥ずかしい、早く帰りたいしというような感情に駆らます。本当に京都府はどこへ向かっているのか、どういう方向に発展しようとされているのかというときに「海の京都」「森の京都」、それから「お茶の京都」でもう一度見直すというのは、府民の皆さんに対するいいアピールであるし、京都府が真に自立するために大変いい企画、計画であったなというふうに思っております。

これからも確かな未来をつくるために時代の趨勢とともに進歩を求めていかなければいけないけれども、その中に必ず伝統というもの、日本人の伝統とか日本人の心とは何かということをしっかりと肝に据えて計画を立てていただきたいなと思いますし、予算を打っていただきたいなというふうに思っております。

それから、この委員会に入らせていただいてといいますか、この総務・警察常任委員会ができまして、今日たまたまそうなのかわかりませんけれども、本田企画理事以外の皆さんは上着を取っておられて。いや、それでいいんですけれどもね。で、警察本部の方は上着を着ておられる。それで人数を確認したら、警察の方が15人ぐらいかなと。で、総務の方が45名ぐらいおられるのかなと。1対3ぐらいかなというふうにおおよそ確認してたんです。

それで、この理事者の着席図を見ましたら、これは質問ですけれども、警務部の次長さんと警備部の次長さんと、それから刑事部の次長さんがおられないなと。あとのところは次長さんがおられるけれども、部長さんと次長さんがセットになってへん。これは何か意味があるのかな。御答弁いただけるのなら教えていただきたいなと。なぜ次長さんはここにおられないのかなと、素朴な疑問です。

〇山根 総務部長

議会事務局と全体の答弁や質問内容とかで着席の割り振りをしております。で、警察本部としてこれぐらいの割り振りという中で、質問される回数とか業務量とか、いろんなものを見ながら、部長を補佐するという意味で次長を入れているというようなことで席割りをして、それだけの人数を入れているということです。

警務部には次長という職がなくて、次長と同じような役割をしている警務部参事官というのがおります。警備部次長、刑事部次長というのはおりますので、そこにつきましては 今後担当の部門等ともまた検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

ありがとうございました。いずれにいたしましても、府民の皆さん方が自立をしていくためにサポートとして安心・安全を確保するということは今の時代にとっては必須条件だというふうに思いますし、府警本部の方には本当に精励していただいて、犯罪の減数、交通事故の減数に積極的な取組をしていただいて感謝をいたしているところでございます。

素朴な疑問として持っておりますそういうことをベースにして発展というのがあると思うんですけれども、その発展がどっちへ向いていくのか、何を求めてというところをこれからも総務の皆さん方と府警本部と一体となって当たっていただきたいと思います。そして、我々京都府民が誇りを持って、自信を持って、また、「我々は京都に住んでんねや」「京都府議会に身を置いてもうてんねや」という、そんな自信と誇りを持ってこれからも活動が続けられますように御指導をいただきたいと思いますし、よろしくお願いいたしまして、まとめとします。

ありがとうございました。

酒井 常雄 副委員長

委員の皆様、理事者の皆様、1年間勉強させていただきましてありがとうございました。

私のほうからまとめとして、まず1つ目が、新公会計制度が平成 28 年度の決算から 導入されるということで大きく3つの点でお願いをしたいと思います。

1つは、発信力という点でございます。わかりやすくしていただきたい、他の自治体と比べやすくしていただきたい、それとしっかりとメッセージ性を持っていただきたいと、この3つの点で発信力をお願いしたいと。

2つ目が受信力です。これは、財政を有効に使うということと同時に、我々も含めて 理解力をもっとアップしなければいけないなと思いますし、それは、研鑽を含めて、自 分自身もしていかなければいけないなと思っています。また、御協力いただきたいと思 います。

3つ目が対応力です。おそらく、「従来の公会計制度と新公会計制度が何月何日をもってぽんと入れかわります」ということではなく、並行して使われていくんだと思いますが、であれば、従来の業務にプラス新公会計制度へ向けた業務が必要になってくるし、それを定着させていく業務が必要になってくると。そうなれば、今の人員の中でやって

いけるのかとか、柔軟に考えていかなければいけない点が出てくるんではないかということを危惧しておりまして、その点についてもぜひとも御検討いただいて、スムーズに新公会計制度の導入へ向けてお取組いただきますことをお願いしたい思います。



2つ目が警察関係ですが、安心・安全の京都づくりに 御尽力いただいておりまして感謝申し上げます。

安心・安全を阻害する事案が本当に多様化していると 思います。事件、事故、災害と、それに至る前の状況、 至るだろうという状況にどう対応するのか。加えて、想 定が及ばない状況に対してどう対応するのかということ についても現場の方々は非常に御苦労いただいているの かなと思います。そして、その御苦労の積み重ねが、先 ほどから御紹介がありますけれども、さまざまな昨年度 の活動状況における数字のほうにもあらわれてきている と思いますし、またその数字を見ると、今後どこに重点 化すべきかというヒントも出ているのかなと思います。

加えて、その数字にあらわれてきてない要因というのもこれから考えていかなければい けないと思います。

例えば、2019 年のラグビーワールドカップ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、2021 年のワールドマスターズゲームズ、この間に新たな治安を攪乱するような要因が出てくるかもしれないと。ぜひとも先制的にお取組をいただきたいと思います。

先制的ということでのつながりなんですが、先ほど京都府警察本部本館耐震化診断調査結果について御報告いただきましたけれども、実は府内の警察署にはここよりも I s 値が低いところがまだたくさんあると思います。警察署というのは留置場があって拳銃があって、そういう特徴のあるところが本当に今のままでいいのかということも今の間に早く検討を進めなければいけないと思いますし、対応が必要かと思っています。その点もお願いをしたいと思います。

それと、最後ですけれども、実は、本日5月17日というのは、愛知県の長久手で立てこもり事件が発生したときに、発射された銃弾が構えた盾をかすめて、駆けつけたSATの隊員が亡くなられてから10年目の日となります。この事件を機にして、さまざまな装備が改善されたり、人員が整備されたりしました。事件が起きてからではやっぱり遅いというのがその教訓ではないかと思いますし、この事件で出てきた教訓を我々は常に問い続けなければいけないと思います。

いろいろ申しましたけれども、先制的に治安維持に取り組んでいただきたいということ、また御協力させていただきたいということを申し上げまして私のまとめとさせていただきます。ありがとうございました。

石田 宗久 副委員長

委員の皆さん、理事者の皆さん、また事務局の皆さん、1年間大変お世話になりまして、ありがとうございました。

最後でございますので、私からも簡単にまとめをさせていただきたいと思います。

1つは下鴨署の取組についてですけれども、地元左京区では大変大学が多くて、京都大学とか造形芸術大学、ノートルダム、府立大学、工繊大学、精華大学等、いろんな大学があります。それだけ大学が多いということは女子の学生がたくさんいるということで、特に左京区は性犯罪が突出して多いということで昨年下鴨署長からお話を聞きまして、昨年は夏に向けて、大学に出向いて啓発活動をやっていただいたりとか、警察官の方が自ら役者になって啓発ビデオを作成していただいたり、あるいは非常に見通しの悪いところや痴漢の多発場所では木や草を切って見通しのよいようにしていただいて、そういった未然に防ぐための取組進めていただいているのは非常にありがたく思っているところでございます。そういう意味で、これから暑くなってきますと、そういう女性を狙った犯罪も増えてくるだろうと思います。ぜひこの取組を継続して、更にまた強化していただきたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。



それと、最近ニュースでよく見るのが、全国的に痴漢とかが非常にふえているような気がします。特に列車の痴漢ですね。それで見つかって取り押さえられて、連行されている途中に、急にそのすきをついてホームに飛びおりて逃げる、あるいはマンションに登って転落して死亡するとか、いろんなことが起こっております。それが京都府で起こると、これはすごいイメージも悪いし、非常に危ないし、こういうのが京都府で起こらないようにしてほしいなという思いはありますが、連行している人というのは大体駅員の方になるんでしょうかね。そういうときに警察官の方がいらっしゃったらそういうことは少ないのかもしれませんし、すきを見てぱっと逃げら

れると、なかなか対応できないところもあるのかもしれませんが、ぜひそういったことが京都府で起こらないような対応を考えていただければなというふうに思います。

そしてもう一つは、管内調査でキャンパスプラザ京都にあります留学生スタディ京都ネットワークに行かせていただきました。そのときに留学生と意見交換ができたわけですけれども、少しショックだったのは、留学生から、「京都は日本の留学先としてはそんなに有名ではないよ」という話をお聞きして。まあ、観光で有名だから、てっきりそういう意味でも有名なのかなと思っていたんですけれども、そうではなかったということで、留学先としての京都の魅力というものをもっともっと発信していただきたいというふうに思っていますので、これもぜひよろしくお願いをします。

そして、もう一つあったのは、京都市内は市バスの移動が交通手段として多いわけですけれども、少し不便だという声も結構あります。そうなると、どうしても自転車が便利で、それを使って移動する留学生も非常に多いという話を聞きました。ただ、留学生の方は、当然外国人なので、日本の交通ルールもあまり熟知されているというふうには思いません。そういう意味では、危険な状態で乗っておられるのかなというふうに想像するんですけれども、そういったこともまた警察とも連携をしていただきながら、そういった事故が、あるいは交通ルールにのっとって安全な運転をしていただけるような取組をぜひ進めていただきますようにお願いしたいと思います。

以上で私のまとめとさせていただきます。1年間ありがとうございました。

中川 貴由 委員長

それでは、閉会に当たり、私からも一言御挨拶申し上げます。

昨年5月から本日まで、石田、酒井両副委員長をはじめ、委員の皆様方には円滑な委員会運営に格段の御協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。また、理事者の皆様方におかれましては、この間、各般行政に大変な御尽力をいただき、ありがとうございました。おかげさまをもちまして、大過なく委員長の責務を果たせましたこと、この場をお借りして、委員並びに理事者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

さて、今期を振り返ってみますと、平成28年3月22日に京都への文化庁の全面的移転が正式決定され、京都府、京都市、経済界を含めたオール京都のみならず、関西広域連合や関西地域の地方自治体と連携して文化庁の移転の取組を進めてこられた1年でありました。平成29年4月には先行移転として地域文化創生本部が設置され、いよいよ全面的移転に向けて動き出しました。本年8月末には、具体的な移転場所も決定されると聞き及んでいます。文化庁の全面的移転は、東京一極集中是正の先鞭となり、全国からも大変注目を浴びている事業でありますので、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

「もう一つの京都」関連では、昨年度は「森の京都」、 今年度が「お茶の京都」のターゲットイヤーというこ



とです。「3つの京都」に関して、それぞれのDMOが設立され、本格的な取組が始まっております。地域の持続的な発展の機運を一層高め、地域創生に取り組んでいただきたいと思います。

また、警察本部においては、犯罪抑止や交通安全対策に積極的に取り組んでいただいた結果、平成28年の刑法犯認知件数は12年連続で減少し、統計開始以降、最少の数値で、ピーク時の3分の1となり、また交通事故件数及び負傷者数についても12年連続で減少、更に死者数については、これも、統計が残る昭和23年以降、最少となったことなどは、警察関係者の皆様の昼夜を分かたぬ御尽力のたまものとして感謝申し上げますとともに、心から敬意を表する次第であります。

また、総務部、警察本部の共管事業として進めておられた元七条警察署跡地利用に対する民活事業により、昨年9月に京都駅前運転免許更新センター等が完成いたしました。これは府の財政負担を最小限に抑える施設整備手法として高く評価するもので、センターオープン後についても府民からは「利便性が高く、よいものができた」と賛美する声も聞かれるところでございます。

本年3月には、昭和2年に建築された、国内で最も古い警察本部庁舎の建てかえ工事の着工がされました。災害発生時の拠点施設機能をあわせ持つ立派な警察本部庁舎が府民の安心・安全のためにも一日も早く完成することを期待いたします。

理事者の皆様におかれましては、本委員会において各委員から出されました御意見、 御要望につきまして、今後の府政運営に向け、積極的に御検討いただきますよう、お願 い申し上げます。

最後になりましたが、委員並びに理事者の皆様方におかれましては、御健康に留意され、今後ますます御活躍されることを祈念いたしまして、また事務局の皆様には本当に 1年間お世話いただき、ありがとうございました。心より感謝申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私のまとめとさせていただきます。本当にありがとうございました。お世話になりました。



参考資料

_	90	_
---	----	---

総務・環境常任委員会 管内外調査等実施状況 (<u>総務</u>・環境常任委員会 → <u>総務</u>・警察常任委員会)

1 管内調査

年度	年月日	調査先及び調査事項
2 5	25. 7.22	 ○けいはんなe2未来スクェア ・けいはんな学研都市で行っている環境・エネルギー関連の取組について ・施設視察 ○亀岡市役所 ・京都府みらい戦略一括交付金事業の概要について ・亀岡市のセーフコミュニティ推進プロジェクトについて(みらい戦略一括交付金事業) ○京都水族館 ・京都府の希少野生生物の保全回復と生息環境復元の取組について ・京都水族館と連携した希少野生生物の生息地外保全の取組について ・施設視察
	26. 3.26 27	〇京都スマートシティエキスポ2014・国際シンポジウム (行催事等委員会調査)
2 6	26. 7.15	 ○いろは呑龍トンネル [於:桂川右岸流域下水道洛西浄化センター] ・いろは呑龍トンネルの雨水対策について ・現地視察 ○龍谷大学地域貢献型メガソーラー発電所 [於:深草町家キャンパス] ・龍大ソーラーパーク事業の概要について ・現地視察 ○きょうと留学生オリエンテーションセンターの概要について ・きょうと留学生オリエンテーションセンターの概要について
	26. 7. 22 26. 11. 15 26. 11. 28	 ○ようと由于エバラニック ショッとシックの成女に うくく ○いろは呑龍トンネル南幹線起工式 (行催事等委員会調査) ○旧本館竣工110周年記念事業 (行催事等委員会調査) ○出前議会 [於:京都府庁旧本館旧議場] ~旧議場修復・公開~ 京都府庁旧本館の利活用を考える

2 管外調査

年度	年月日	調査先及び調査事項
2 5	25. 11. 13 ~ 15	 ○宮城県議会 ・宮城県の外国人支援について ・宮城県の再生可能エネルギー導入施策について ○東北大学大学院環境科学研究科 ・ネイチャーテクノロジー(ネイチャーテック)について ・施設視察 ○トヨタ自動車株式会社(Fーグリッド宮城・大衡村有限責任事業組合) ・Fーグリッド構想について ・施設視察 ○東京大学大学院工学系研究科 ・東京大学の浮体式洋上風力発電について
	26. 1.20 ~ 21	 ○独立行政法人海洋研究開発機構 ・日本近海の海底資源について ・施設視察 ○横浜市繁殖センター ・希少野生生物の種の保存への取組について ・施設視察 ○公益財団法人愛知県国際交流協会 ・愛知県の多文化共生推進施策について ・施設視察

警察常任委員会 管内外調査等実施状況 (<u>警察</u>常任委員会 → 総務・<u>警察</u>常任委員会)

1 管内調査

年度	年月日	調査先及び調査事項
2 5	25. 7.23	O京都府警察航空基地・航空機による支援活動について・搭乗視察〇八幡警察署・管内の概要について・規地視察(八幡市駅前交番の視察)〇伏見警察署・管内の概況について・横大路交番の概要について・現地視察(横大路交番の視察)
	26. 1.15 26. 4. 4	○平成26年京都府警察年頭視閲式(行催事等委員会調査)○平成26年春の全国交通安全運動スタート式(行催事等委員会調査)
2 6	26. 7.16	 ○警察学校 京都府警察における人材育成と警察学校の役割について 施設視察 ○鉄道警察隊 鉄道警察隊の活動状況について 施設視察 ○宇治警察署 管内の概況について 現地視察(広野交番)
	26. 11. 19 27. 1. 14	〇京都府警察職員殉職者慰霊祭(行催事等委員会調査) 〇平成27年京都府警察年頭視閲式(行催事等委員会調査)

2 管外調査

年度	年月日	調査先及び調査事項
2 5	25. 11. 13 ~ 15	 ○鹿児島県日置警察署 [於:日置市立妙円寺小学校] ・ゾーン30の取組について ・現地視察 ○鹿児島県警察本部 [於:鹿児島県議会] ・3 (サン)ライト運動の展開について ○宮崎県警察本部 ・災害対策及び交通安全施設の老朽化対策等の総合的な取組について ○熊本県熊本東警察署 ・庁舎の新築と同署の概要について ○福岡県警察本部 [於:福岡県議会] ・凶悪犯罪の根絶に向けた取組等について ・セキュリティ・ホーム認定制度について
	26. 1.21 ~ 22 (事前調査1.20)	 ○埼玉県警察本部 [於:埼玉県議会] ・ハイパー・サイクル・ポリスの取組について ・繁華街・歓楽街の現状と対策について ○警視庁 ・さくらポリスの取組について ・災害時における警察活動について ○全国暴力追放運動推進センター ・同センターの概要について
	26. 11. 10 ~ 12	 ○山形県警察本部 ・飲酒運転撲滅対策の推進について ・少年非行問題への取組について ○宮城県警察本部 [於:宮城県免許センター] ・環状交差点の運用について ・災害対策の取組について ・現地視察(環状交差点) ○福島県警察本部 [於:双葉警察署(臨時庁舎)] ・ウルトラ警察隊の活動について ・現地視察
26	27. 1.19 ~ 20	 ○千葉県警察本部 ・警察本部庁舎の新築及びその概要について ・施設視察 ・コンビニ防犯ボックスの取組について ・現地視察 ○自動車安全運転センター 安全運転中央研修所 ・同研修所の概要について ・施設視察 ○公益社団法人被害者支援都民センター ・同センターの取組について ・施設視察

総務·警察常任委員会 管内外調査等実施状況

1 管内調査

年度	年月日	調査先及び調査事項
2 7	27. 7.14	 ○木津南交番 [於:木津警察署] ・平安なでしこ交番の概要と運用状況について ・現地視察 ○サントリーワールドリサーチセンター ・関西文化学術研究都市の取組概要とその推進状況について ・施設視察 ○京田辺市役所 ・日本遺産認定を契機とした「お茶の京都」構想の施策展開について ・現地視察 ①普賢寺ふれあいの駅 ②飯岡の茶園
	27. 11. 11	〇京都府警察職員殉職者慰霊祭(行催事等委員会調査)
	27. 11. 27	〇出前議会 [於:京都府南警察署] 〜地域の安心・安全の取組について〜
	28. 1.16	〇平成28年京都府警察年頭視閲式(行催事等委員会調査)
	28. 3.25	〇旧本館旧議場修復完成記念事業(行催事等委員会調査)
	28. 4. 6	〇平成28年春の全国交通安全運動スタート式(行催事等委員会調 査)
	28. 5.28	〇森の京都博 スプリングフェス (行催事等委員会調査)
28	28. 7.19	○京都府警察本部 ・地理情報(GIS)に基づく交通事故分析システムについて ○留学生スタディ京都ネットワーク ・留学生スタディ京都ネットワークの取組について ○和東町役場(於:京都和東荘(和東山の家)) ・茶源郷和東活性化対策プロジェクトについて ・施設視察
	28. 7.21	〇平成28年夏の交通事故防止府民運動スタート式(行催事等委員 会調査)
	28. 8.26	〇京都駅前運転免許更新センター及び京都駅前地域防犯ステー ション開所式(行催事等委員会調査)
	28. 8.27	〇全国キッズダンスフェスティバル in 森の京都博 (行催事等 委員会調査)

28. 11. 3	〇京都府警察音楽隊第 27 回定期演奏会(行催事等委員会調査)
28. 11. 16	〇平成 28 年京都府警察職員殉職者慰霊祭(行催事等委員会調査)
28. 12. 21	〇年末の交通事故防止府民運動イベント「広げよう交通安全の 輪」(行催事等委員会調査)
29. 1.21	〇平成29年京都府警察年頭視閲式(行催事等委員会調査)
29. 3.20	〇森の京都博テイクオフイベント「森の京都 春の祭典」(行催 事等委員会調査)
29. 3.25	〇公益財団法人京都府国際センター設立 20 周年記念式典(行催 事等委員会調査)
29. 4. 6	〇平成 29 年春の全国交通安全運動スタート式 (行催事等委員会 調査)
29. 4. 9	〇文化庁地域文化創生本部設置記念式典(行催事等委員会調査)
29. 4.27	○公益財団法人京都府国際センター・京都府国際センターの取組について・施設視察

2 管外調査

年度	年月日	調査先及び調査事項
2 7	27. 11. 16 ~ 18	 ○警視庁交通管制センターの概要について ○一般財団法人地域活性化センター ・地域創生関連事業の概要と最新動向について ○南砺市議会 [於:相倉合掌造り集落内 相念寺] ・世界遺産五箇山合掌造り集落での地域づくりについて ・現地視察(相倉合掌造り集落) ○金沢市議会 ・金沢市国際交流戦略プランの概要について ○コマツ [於:こまつの杜] ・本社機能の一部移転について ・施設視察
	28. 1.19 ~ 20	 ○大阪府議会 ・市町村への権限移譲の推進について ○兵庫県警察本部 [於:兵庫県議会] ・少年のインターネット安全利用に向けた総合対策について ○広島県議会 ・ITを活用したワークスタイルの変革について ・現地視察(県庁内フリーアドレス導入フロア) ○福山市議会 ・連携中枢都市圏「びんご圏域ビジョン」の概要について
	28. 11. 9 ~ 11	 ○多言語支援センターかながわ [於:かながわ県民センター] ・「多言語支援センターかながわ」の外国人支援の取組について ・施設視察 ○警視庁 ・テロ対策東京パートナーシップの取組等について ○茨城県議会 ・茨城県のネット広報戦略について ○西武園競輪場 ・埼玉県競輪事業の包括委託について ・施設視察 ○NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ
28	29. 1.23 ~ 24	・オープンデータを活用した「LOCAL GOOD YOKOHAMA」の取組について ・施設視察 O愛知県議会 ・新公会計制度の活用状況について O愛知県警察本部 [於:愛知県議会] ・体験型防犯教室「BO-KENあいち」の取組について O藤枝市議会 ・民間活力を導入した公的資産活用の成果について ・現地視察 O静岡県警察本部 [於:静岡県議会] ・関係機関と連携した人身安全関連事案への取組について